

## 目 次

### 1958年

一九五八年第四回（定例）議会会議録 .....	1
一九五八年第五回（定例）議会議事録 .....	6

### 1959年

一九五九年大宜味村第一回臨時議会会議録 .....	8
五九年第二回定例 .....	11
59年度第3回臨時議会 .....	16
一九五九年大宜味村第四回定例会会議録 .....	21
1959. 12. 10 第6回定例会 .....	43

※目次は復刻版の為、作成しました。







二五八事第四回(定期)株主大会

開会日時 六月二十(日)午前十一時十五分

閉会日時 六月二十(日)午後六時十分

出席株主 十五名 全通

議長 大山茂(副議長 山岸保弘 司 大城紀光 前 福田福栄)  
議決司 栗(司 平谷作三 司 宮城福市 司 宮城心広 司 大城藏三)  
議決大城志秀 司 宮城長隆 司 津島新助 司 大城福一  
司 親川富志 司 宮城剛(司 久野清次 司 副議長)

参事 村来(宮城文正) 助役(高峯幸三) 収入役(山川元康)

株主 会合出席がま開会し多き者 著名人 株主 招き 名 差支  
えありき 不(異議 示し 呼ぶ 者あり) 無異議 示し 認め 六番  
議決 七番 株主 出席 多き 次 大城 志秀 役 務 担 当 すが 二十 四 十  
二五 二十三 日の 二 日間 と 予定 し 故 事 入 り 多

付議事項

1. 九五年度本村才才才出決算承認及びついで
2. 九五年度本村才才出予算承認及びついで
3. 本株主村退職給付金支給条例一部改正条例及びついで
4. 取締役会として株式会社新株購入及びついで
5. 本株主村退職一時借入金及びついで
- 議長 議案 九号 九五年度 収支 決算 承認 及び ついで 程 じ 多  
司 紀 決 議 司 朝 鏡) 議長 当局 の 説明 を 求め 多  
参事 (助 役 高 峯 幸 三 司 村 来) 並 次 説 明
- 議長 只 今 参事 から 説明 が あり ます 大 通 り 出 席 全 会 人 と して  
去 年 六 月 九 日 から 四 日 間 立 会 審 査 し 結 果 正 当 と 認 め 多  
し 次 の 報 告 多 多 立 会 人 は 次 の 通 り

議長 大山茂(副議長 山岸保弘 司 大城紀光  
主 審 官 大 城 剛) (三 審 前 田 福 栄)

株主 休憩 会 場 (午 前 十 一 時 十五 分)  
休 憩 中 数 学 的 検 討 と の 他 質 疑 大 答 あり

議 決 再 開 会 場 (午 後 十 時 十分)  
十 番 (大 城 福 一) 未 収 税 は 時 刻 欠 け から 欠 け  
参事 (助 役) 時 刻 期 間 欠 け 不 納 欠 税 積 置 が 欠 け から  
議 決 大 城 志 秀 参事 あり 多 多 不(異 議 示し 呼ぶ 者 多 数 あり)  
議長 異 議 示し 認め 認 定 多 多

今 午 十 時 十五 分 多 多 から 休 憩 し 中 昼 十 時 十五 分 後  
一 時 三 十分 から 再 会 多 多 (中 食)

議 決 再 開 会 場 (午 後 三 時 十五 分)  
議 決 十 号 九五 年 度 本 村 才 才 出 予 算 承認 及び ついで 程 じ 多

録

(吾北州境)

参事(村長宮林大正) 今村会は村長就任最初の談合(予備)で是非の協力をなされ報心が又一新でござりますようお願ひします  
先も前村長宮里氏の産業調査討議を継続して住民福祉の為に全力を尽しなすべく出地調査振興会から招へんじり  
本政府建設省からの事向技術指導員下末島中が本町視察日程は二十三日二十四日の二日間とあつておるが特に一日は江洲大

学の山地調査を視察することとあつて  
建設部各地域を調査し帰省し資料を纏めて適地適作適施についての世郡関係白書の上を踏査することとあつて  
次文化(向)について報告等ししが本年、本年度で、白書、白紙

屋を、上原を除く十三郡と各学校と設置することが出来る  
に、相州郡等の設置については地域外との見地から多数の経費が見積りされておるが、これが大生味、長久、関係者のお願ひで、予備経費で設置できらるるとして感謝しております

次、宮城色赤から宮城、防錆、塗料と空堀の補修、凍害防止、助成と産業課長と現況調査をもつて、なお技術色、K校を  
そちらの、結果、踏車、通行止め、K、関係、向、早期補修との  
施り、促した、如、出、ま、た、り、暫、定、了、算、で、恭、慶、す、ま、り、之、に、以、て、報、告、申、し、上、り、前、年、度、予、算、と、大、差、な、い、本、年、度、予、算、案、に、て、之、を、概、く、四、割、減、額、の、旨、を、た、お、助、成、不、承、入、才、出、才、に、て、説明、が、あ、り、と、思、い、ま、す、と、村、長、福、祉、の、大、め、に、お、願、ひ、ま、す

助成、簡、便、に、御、説明、申、し、上、り、め、め、先、ず、予、算、各、の、設、の、配、置、の、案、に、大、差、な、い、と、今、回、も、全、統、統、(す、ま、り、之、と、不、承、入、才、出、才、に、て、概、く、概、略、の、あ、り、入、才、出、才、の、在、り、方、に、不、承、入、才、を、除、く、大、め、に、お、願、ひ、ま、す、と、思、い、ま、す、と、村、長、福、祉、の、大、め、に、お、願、ひ、ま、す  
では、大、人、から、親、を、追、つ、て、説明、し、ま、す、(別、紙、案、に、て、之、を、説明、す)

概、略、休、憩、之、會、(午後三時四十分) 各、郡、に、て、教、育、的、檢、討、等、  
校長、再、開、會、(午後四時二十分)

本、案、は、一、應、研、究、會、に、お、き、研、討、を、要、す、と、思、は、れ、ら、う、と、明、白、に、本、會、に、(概、略、案、を、し、て、概、略、に、檢、討、す、十、三、号、十、三、号、を、以、て、之、に、對、し、た、と、思、ふ、が、本、案、に、お、き、不、承、入、才、出、才、の、旨、を、概、略、に、説明、し、ま、す、と、思、い、ま、す、と、村、長、福、祉、の、大、め、に、お、願、ひ、ま、す  
吾北州境(別紙裁決書)

参事(朝霞) 三條特別教育(三)校舎の同意を得る村長が選任するの  
で、但、期、を、あ、り、仍、て、現、行、条、例、の、趣、を、改、正、し、て、三、條、に、お、き、三、條、  
式、業、以、上、と、し、大、方、が、望、ま、し、現、行、条、例、の、四、分、中、で、は、前、助、成、の、場、  
合、校、舎、に、お、き、之、と、し、亦、り、支、給、に、お、き、不、承、入、才、出、才、の、旨、を、概、略、に、説明、し、ま、す、と、思、い、ま、す、と、村、長、福、祉、の、大、め、に、お、願、ひ、ま、す

以下、今のところの説明の通り、短期の間に（概算とは違いますが）  
短期が短いのでは、まず三ヶ月と改定する必要があると思われま  
すが、御異議ありければ、まず三ヶ月の支払いを果した後は、  
残りはどうするかという点のまわりのように思われますが如何かです

（異議あり、増減の点多く）御異議ありと認め確定後、付し、併せて

株主総会第百二十三号上程し、併せて（書札疎疎七十八）新株購入のついでに別  
紙（株主名簿）

今年（村長）御承知の通り、財産収の一目では、まず増収をみており、本年  
度は株式配当金を定むべくも余りを見積りており、将来明瞭の見透  
しが約末に示してあります。本株主総会に付して、充分検討し、敢て期  
待される企業だと確信しております。日本でも最も創業史の古い旧  
満野七十八ト会社が充分採算が取れて、地条件が良く、村情も優  
秀で、確実だと専断的技術（固より大賛判を押ししております）  
特に、専断的技術の領域に四社氏が本村出身者で、企画に於ても、企業  
発展の支物であり、その前途は洋々々々あり、ありますので、敢て  
君のさう少くとも一、株購入したいと思っております

株主の内の二社の一括込みです。中（一回）一括込みが五、〇〇〇、同  
一括込みは七月二十の迄と定めております

株主総会に於ては、会社側が、概算の出来事、よくも満了であるとい  
うこと、今の参考の説明のよう、非常に明瞭な見透しがありますので  
早急にお申し込みの方か、と思はれるので、御異議ありと思はれますが

主番（宮城剛一）基本的財産収、財産収の増加は若し財政であれば  
ある程度必要になり、本株主総会に付しては、大いに賛成する

株主の今の賛成意見に対し如何かです

（賛成、異議ありの声、大々あり）

増収も異議あり、満了（款）可決確定の付し、まず

株主総会第百二十三号村長、一時借入に付して上程します

主番（別紙株主名簿）

主番（収入使）本株主総会については、毎年度始めは、既採徴収が、進め徴収の  
空白期に付して、一時的借入であります、どうぞよろしく

借入額と使途に付して、何か条件が、不ようあるか

主番（収入使）借入額に付しては、必要後付にて、使途に付しては、  
必ず必要欠くこと、で、ま、人件費の支拂い、加えて、その他、  
業務外、支出がその次です

主番（収入使）借入しているか

主番（収入使）殆んど借入している

株主総会第百二十三号上程し、併せて（書札疎疎七十八）新株購入のついでに別  
紙（株主名簿）

株主総会第百二十三号上程し、併せて（書札疎疎七十八）新株購入のついでに別  
紙（株主名簿）

六月二十三日 午前十時より二十三日午後四時迄研究会  
研究時間中参考及びその記の出席要請が不十分故に研究  
内容が(一)の記録は不現と不十分

六月二十三日 午後四時四十五分再開 本研究会出席  
出席数員十四名 欠席数員九番 岩城 長栄

散会 再開します第十号議案(一)第一(一)第一(一)第一  
一、普通通関規定の99%徴収を望む

- 2. 市業統制の70%の本市と差額がある事業の量如何
- 3. 牛馬車統制の負担如何
- 4. 畜犬税は四頭分だけ
- 5. 旧法による捕獲は100%目標を徴収を望まない
- 6. 木炭売上げは昨年より増加しているが米相場の不況による関係
- 7. 財産録入金の税制的予想は

参考(米谷氏)

- 1. 普通通関徴収99%を目標としそのは増収(税制の優遇性がある)
- 2. 市業統制改正を阪定しそれが改正されるまで従来通りにして
- 3. 牛馬車統制新法を課税考案(畜費用は免除)
- 4. 畜犬税は申告課税の末の四頭分だけ、捕獲は100%の協力
- 5. 木炭売上げは100%
- 6. 木炭売上げは50%増収が目標米相場の不況等々大差あり
- 7. 非常の場合(時使用が処分不解決後の目である)

三番 一、シタケ栽培とみかん苗圃の二の結果状況はどうか

参考(課長)昨年の分は採不採は不明 シタケも一部は成績良好  
みかんは相当増収が次第次第で明確な結果がわらぬと思ふ

三番 農業研究会クラブの組織内容について

参考(課長)同一趣味同好のグループを育成を望ましい

十三番 緊急要塔建立の附はどうか

参考(課長)此の附打ねる予定、緊急要塔の附で緊急要塔の費用予定は  
十三番 緊急要塔(火災)の附は予定は早急に行うがうを望む  
附の意見の通り追加修正をお願いし、緊急要塔の申請をいと思ふ

十三番 親子ラッパ補助金の負担額について

附徴収金のバランスがどうか収支の内外調査の上で必要度に応じて

十三番 村有事業への5万の附本年度10万も此の少くが必要と思ふ

有実事業の速い実施は各所金の在り方等について、材料費が望ましい

奨励事業は村有事業報告は活発にして欲しい 結果はいつか



物故 直接関係しないが、この林巻はつては不十分昨年(名は成費)に

理多余を困難し村員五名(要望)に村し努力する

本年四月より実施する旨 前余承は吉明しかりて疎大から教名の由込

不有望とあり、此の附依存では実施困難が予想される

五 身自給系統 畜火税の徴収に付て、親子らに才は譲渡が奉教、一

物故 税法改正がなかつたので要因がある。奉教(喜報)

余 引揚者 給付金(りる)費、はどうか

村長 共計町長承念(一)中子承を子承道引(り)とて陳情してある

十 為 要望事項

1. 村員五名(各一税)の有養成

2. 附帯林村林為要、域は違してない

3. パイン産果防虫剤樹等と重交を、

4. 炭害復旧(株と木圍條)に付て政府に当りて欲しい

5. パイン工場は是非設置して欲しい

6. 本町村交付税額の増強に努めをもらひたい

7. 新三税の協力と郡内、明細と純率、代を固めてもらひたい

村長 御要望は村に陳報し割へく村政を明朗に執行するに努む

村員 御意向を念を以て下さり外にありませぬ

十三番 十号地集果原集積、成し多量(積成の声多数あり)

村長 御異議なくと認め確定積に付し多量

積集分十一号と認めし多量(音報胡抗)

十三番 積集積原集積、成し多量

村長 十三番の積成意見如何か(積成の声多数あり)

では御異議なくと認め不承認可決し多量

次に十二号積集積上認めし多量(音報胡抗)

主男 株数三、株払込額五万も払込期は七月二十日と予定す

可決すに付て積成し多量

村長 予定集積も通過しに付て確定積に付し多量

村員 予定集積も通過しに付て原集積可決すに付て感謝す

執行に付て恒重を期し御期待に副う所存とあり多量

村長 本日の本会執行期を来ら雨念し多量(午後一時十分)

右会執行 相違ありませぬ

一九五六年六月二十三日

村長

大山茂一

六番

宮城仙松

十番

津和吉 村助

開会日将九月九日(即)十月二十五日

閉会日将九月九日午後三時迄十分

出席教員 十三名

校長 大島 一 副校長 山根 保 弘

第一 大島 龍一 第二 山根 保 弘 第三 大島 龍一

第四 大島 龍一 第五 山根 保 弘 第六 大島 龍一

第七 山根 保 弘 第八 大島 龍一 第九 大島 龍一

第十 大島 龍一 第十一 山根 保 弘 第十二 大島 龍一

第十三 山根 保 弘

参事 村 長 忠 誠 大 正

助役 前 菜 幸 吉

収入役 山 川 元 康

書記 山 根 保 雄

校長 是定人数に達しつておりましたから開会し

村長 御署名あり(校長指名で参事ありあつた

果敢としつて呼ぶ者多数あり) 決議ありと認め

上二名村長よりお解しつて

校長 日程については各別条に十分記載するに

事なりといひて終つたと思ふ

付議事件

1. 大正味村有財産取得管理及び処分条例につ

2. 大正味村区域設置条例につ

3. 大正味村課設置条例につ

4. 大正味村印鑑条例につ

5. 大正味村消防隊長任免同委につ

6. 大正味村教育委員会(附)若人保託につ

7. 元五九年夜才八才女子學進加正につ

議案第十九号 一十九号 省選

議案第二十号 大正味村教育委員会(附)若人保託

につ(書記 山根 保 雄)

参事(村長)はつたが、九月二十日の定例会で決議した

ものは教育長の課徴徴収に子進の進退がある

ので教育長の(附)若人保託が必要でありあつた

ので教育長の課徴徴収も必要である

といふので如案議決あり

議案本年度初めの借入は毎年女子進を

吾等のこの意見は、いかにあつても如何がござんが  
(各)大抵要否  
信入敷式給ふ事とあつておるがそれだけ必要が  
各(別)取高き示して凡て過五分  
少要に於いて猶入れる款です  
故に法規の如く教員会の保託が必要と其性は教員  
評議会がもつた款の模範を以て亦も教員評議会が  
別と申す事とあつて、いかにあつても其案可決して  
之を以てどうござんが  
(果敢なくの事多敷あり)亦異議なくと認め  
故案不十分確定款は付しあす  
以下省略

如様等統相違あり方也

一九二九年九月九日

校長 大山 茂 ( )  
十一番 前田 福一  
二番 前田 福一

一九五九年大登味村(一回臨時議会)会欠枚録

一九五九年二月(一回)登味村議会臨時会を村役所会議室に招集

(一) 應招枚録、件次、通りである(全会、十六名)

9 枚長 天丸 飯野 芳 副 枚長 大塚 紀光 高 内 村 教 徳 2 大 城

清 (一) 親 川 富 吉 高 大 塚 福 (一) 高 平 良 伸 高 野 連 謝 保 (一)

高 内 村 教 徳 高 山 全 高 内 村 友 高 野 連 謝 保 高 平 良 伸 高 野 連 謝 保

高 内 村 教 徳 高 山 全 高 内 村 友 高 野 連 謝 保 高 平 良 伸 高 野 連 謝 保

(二) 高内村自治法第六十(条)の規定により説明のため会議に出席した者は次の通りである

村長 宮 城 丈 正 助 役 島 家 幸 之 次 牧 山 川 元 康

(三) 本議会の手記は次の通りである

総務課長 神山 敬 三

(四) 議事日程について

二月二日 第一 議案第三号 大登味村の景(將借入)決定について

第二 議案第三号 高内村関係施設決定について

第三 議案第一号 一九五九年度才木町の予算進捗状況について

第四 議案第四号 才木無償譲下げについて

議長は会期について全会を諮った上二回と決定した

議長は署名人数を何卒の方法で選出するかと諮ったところ議長

長指名をあり更に議長指名で差支を不きぬと諮れば

幾んど全会果敢ふるとす。これは議長指名のみ果敢ふると

認め本会平良伸高十三番根路船安の議案を全議録

署名枚録としていたす

議長は二十時三十分(一回)臨時議会、閉会を宣告した

議長 議案第三号 大登味村の景(將借入)について提出した

説明のため当局の出席を求めます(書記連絡)臨時

議長 議案第三号の提案について説明を仰います

助役 大川中央林道工事については去った議会に議決はあり既に

指名人札の結果落札して工事着手。段階をたて、林道工事

村長再開宣言書(字六十一(時三十五分)以備周知之認め討論に移す

三番機船中二号中三号原案に替へ成す

十五番三番の動機に賛成する (機船動機減五宣言)

六番二号が又いふに進行するたれに借入禁止する

機船御案機船之認め表決に付しきり機船中二号中三号原案に賛成  
の方は本号手毛(金の挙手)金会(致確定機)に付しきり

引続三機船中(号)と提したるが中全(川)で本村(金)手毛(十時四十分)

中登

村長再開宣言(字六十一(時七分)日程中三機船中(号)九五九(本村)人(才)出

予年迄加更(七)として提しきり 当局に提案説明を求めきり

助役三月春の定例会を待て本政府補助事業の本意が主である

鏡城地補修工事申請を早目に処理したるたれ提案したる一應別紙に

出并(号)才(人)才(出)一括説明申し上げきり(予出(本)五(分)説明)

十五才(人)七款(四)目計三三七とあるが(助役三ノプリントで二七三が正)

十五才十款(日)全款(不) (助役約(一)三と答えらる) (二番高席)

十五才七款(四)項(十二)目(一)五(分)の便宜方針は

助役個人団体との他懐意おもひ (二番着席)

六番才(出)多(理)金(の)戦時(機)用(船)補(修)費(見)着(金)は(機)船(整)修(費)

村長見舞金代から一週代と思ふ村営三隻船と帆船三隻又とある

十五才指(日)は(本)機(船)が(あ)る(か)今(か)ら(ど)も(申)請(を)受(け)る(か)

村長部機名機用(本)月(日)字(が)判(明)す(れ)ば(二)月(十)五(日)ま(で)に(提)出(し)た(ら)ど(う)か

十五番戦時機用処理委員会(の)は(ろ)う(の)範(圍)は(ど)ん(な)か

村長山川原遊水が春(冬)表(で)水(邊)と(同)様(同)機(船)合(体)と(な)る(か)範(圍)は(ど)ん(な)か

十五番日本と琉球との関係が(あ)る(か)再(商)政(府)か(ら)補(助)が(あ)る(か)ど(う)か

村長事の処理が(後)継(で)分(投)金(は)是(非)必(要)と(思)ふ(か)補(助)金(は)借(入)と(思)ふ(か)

十五才帆船と機船(の)魚(担)額(差)が(あ)る(か)魚(担)金(六)十(八)千(と)あ(る)か

村長機船は(高)く(帆船)は(少)く(減)ら(る)福(懐)意(を)の(機)船(と)思(ふ)か

十五才(出)の(款)々(額)一(半)自(は)村(の)割(当)方(針)は

助役政府は(村)の(割)当(り)は(村)長(が)決(定)す(る)事(と)思(ふ)か(割)当(り)は(本)村(の)現(状)と(あ)る(か)

消保

帳三

監

十三号本条より村の竹、用前通り撤去し入つて世々に代へば、動機提議する

鉄長十三号の竹、前打切、動機如何(建設と呼ぶ者多数あり)動機成立宣告

十三号本条案の提出理由に(これは撤去中よりその撤去を主因であるので

既に撤去したから撤去中よりその撤去を主因として原案に賛成する

と云ふ、十五号賛成するに呼ぶ(鉄長動機成立宣告)

鉄長十三号の動機に賛成の方は挙手も(金貨挙手)金貨確定鉄長付し等

通知鉄長付しとして撤去中より五本無償撤去に(以上提し等)

村長別紙に申す通りあり等とあり、撤去後機有管理に火付造林

地帯より五本以上が承知の通り志つた工台凡の補償を田名里に所

が補償に再建資材としての撤去中申すがあるので撤去しよと云

十五号田名里が機有十五号村長に田名里が建機資材の機有して来たるは、

撤去に(これ機有と機有の金ありしゆに不幸にしては凡補償に

例れ外にも所公共建物である再建に(これ善処したい)

十五号臨時機有の急機撤去として認める可否を決定づけてから先決定と思つ

十五号急機付し等撤去を認めろと認めろと認めろと認めろと思つ

撤去鉄長付し等機有を要するに認める方は挙手も(金貨挙手)機有の意思

が決定した時に撤去を進行する

十五号個人として撤去あり、また、撤去しては有償に結果に撤去あり

十五号、十六号、十三号各々賛成と呼ぶ

十五号賛成であるが、林知のおまは機有思想の高度による必然の結果である故、

撤去鉄長付し等撤去を認めろと認めろと認めろと認めろと思つ

撤去鉄長付し等撤去中より五本無償撤去に(以上提し等)撤去の方は挙手

も(金貨挙手)金貨(撤去鉄長付し等確定(原案)撤去付し等

撤去は白紙通り終了(これ撤去に機有する(中括弧内三十七分)

如金貨の概要相違あり等あり

(一九三九年二月二日)

鉄長

六号

十五号

町会利権調査

1959年3月10日定例議会

提案第5号大直味村工事その他の請負契約条例の制定について(村名提出)

本件大直味村報酬及び費用弁償の額にその支給方法を定めた条例の一部改正について(議員提案)

出席議員 議長 副議長 1番 2番 3番 4番 5番 6番 7番  
8番 9番 10番 11番 13番 14番 15番 16番

欠席議員 12番(届出欠席)

開会 午前11時

議長 出席議員15名、過半数でありますので開会します

議長 議事録署名人は議長指名で差支えありませんか(異議なしと叫ぶもの多数)

議長 御異議ないようで、1番議員と16番議員に御願ひします

議長 議案第5号大直味村工事その他の請負契約条例の制定について、  
議案第5号大直味村報酬及び費用弁償の額にその支給方法を  
定めた条例の一部改正についての議案が提出されております

議長 会期について御諾り致します

16番 議案を検討して本日/日で審議可能と思っておりますので本日/日を提案  
します

- 15番 16番議員の意見に賛成します
- 13番 重要議案であり、会期を10月晦以内のたいと提案します
- 15番 従来清見工事等については法に導って施行してはいたが村条例が制定されいなくなつたのでこれをつくるにあつたので本月中に審議可能と思はれます
- 16番 会期問題と相成り兼ねておりますがこれは会期は延出と短縮とを兼せたいと最初案1月を修正して会期5日<sup>以内</sup>修正提案いたします
- 6番 16番案に賛成します
- 13番 議案の重要性から常任委員会に付託する場合は併せて議案未了等のないたの弾力性をしたせて10日を提案した
- 議長 討論かつきかたよつてありますので表決に付します
- 議長 16番議員の提案(5日以内)賛成の方は举手を頼みます。(8名)
- 16番議員案に賛成の方は8名であります
- 13番議員案(10日以内)に賛成の方は举手を頼みます(5名)
- 議長 16番議員案賛成が多数であるので会期を本日から5日以内と決定致します
- 議長 本6号議案を提案します
- 議長 6番議員提案理事を即ち説明願ひます
- 6番 議長で説明に下さる



議長 この提案理由は7041にある通りであります

13番 議長提案説明は向席の聴けます

議長 提案理由説明のその副議長と交代します(11時50分)

副議長 9番議員提案理由を御説明いたします

9番 議員の<sup>前</sup>前件は後新議員の法費支給條例に準ずるとあるか  
これは月々お金であるのでこれを議會会費中の費用弁償と同様の  
の1割50%にしたいと思ひ提案しました

13番 <sup>研究</sup>検討すべき点がありますので休けの勧告を提言します

副議長 休けの勧告が提案中におきますか異議ありませんか(異議なしと呼ぶ所あり)  
御異議ないようでしたらしばらく休けいたします(11時55分)

副議長 廃案します(午後2時5分)この6号議案について9番議員から撤回  
申入れがありますので9番議員にその御説明をお願いいたします

9番 これは必要と思ひ提案したか不必要と認めましたので撤回します

6番 私は重要議案でありますので撤回いたしません

13番 休けのじで検討したら如何かと思ひますので休けの勧告を提言  
します

副議長 只今休けの勧告がありますか異議ありませんか(異議なしと呼ぶ所あり)  
御異議ないようでしたらしばらく休けいたします(午後12時15分)

議決 廃案します(午後2時)6号議案の提案者9番議員から議案撤回  
を表示されたか否に6番議員からし請願する旨意志表示がありまし  
たので同案も撤回を認めたら如何かと思ひますか(異議なし)

副議長 御異議がないようでしたら撤回を承認したものと認め議長

と代わります(午後の特設会)

議長 副議長と議長も代わります

議長 互号提案を提案します、その中に互号議案の御説明を御願ひ  
いたします

青外(助役)----- (提案理由説明)

6番 この案件は相争の条文が2ヶ条に胡読させたら如何かと思ひます

3番 書記に胡読させ違条者誤されらと思ひます

議長 書記に胡読させます(書記胡読)

議長 本局に御伺ひします、その案件は政府のとりとを本局にこそが何か

助役 御前者のとりとを本局にいたしまして

3番 本局のとりとを15年2項について本局の御説明を願ひます

青外(助役) 2個以上の代価<sup>のた</sup>とは概例を輸入料金額を何冊又は何冊と二つについて記入  
したものを云ひます、本局2項については政府で最低価に落札させて  
いますので斯様にしたいと思ひます

5番 天災地害に際しての補償については此の右定に困難を招くおとを懸念  
されか如何

青外(助役) 右定については議会の議決を經る事になつておりますので、通特  
議会で検討して是は受け付けはばらぬと思ひます

10番 24年2項については清國人から申請したときも適用されますか

X/3番 審議中であるが条文がほう大に直るため相を研究したと思  
ひ日程打切の御説明をせし研究したと思ひます

15番 また特設会早く違条審議して特向一杯審議続行したいと思ひます

議長 二つの初案がありますか、15番議員の初議に賛成の方は挙手を  
願います。(挙手多数)賛成多数でありますので第議を続行します。

15番 第5条2項による資格の程度は、

番外(初案)特殊の場合のことであり村長の特に認めるときとあるとあります。

16番 二の条又は工事課員者のみでなく、調査人等に附与せしめると思ふか、

番外(初案)の特殊の場合等もある

15番 休けの初議を提出します。

16番 15番議員の初議に賛成します。

議長 休けします。(午後3時)

議長 開議します。(午後4時)

議長 本日の修正箇所がありまして示して下す。

番外(初案)第3条5号中「加付」を「500円」に修正致します。

議長 この案について質疑討論がつかないでありますので、議決に付します。

この案に賛成の方は挙手を願います。(全員挙手)満場一致

(即賛成)でありますので決定いたします。

議長 これをもちまして閉会いたします。(午後4時30分)

上記議事録は専らに相違ありません

議長 天沼 鋳郎

16番 大城 志秀

1番 宮城 義徳

59年度村又国臨時議会

開会 午後10時30分

5月25日

出席議員 9号天竺敏助 1号宮城義純 2号大坪浩一 4号親川富吉 5号大橋福一

6号平良伸孝 7号真打保一 8号宮城幹栄 9号10号当山全信 11号友寄?登雄

12号平良増栄 14号金峰基栄 15号宮城楊市 16号大坪央香

参事 村長 助役

欠席議員 3号大坪記光 13号根路銘安昌 (西人口頭届出)

附議事件

議案第6号 1958年度大宮味村村入才出予算追加更正について

議案第7号 水道工区變更の同意契約について

議案第8号 元長和嘉診療所の建築物件移転同意について

書記 神山 出欠報告 出席13名(4名遅参) 欠席2名

議長 定足数で開会します。署名人2人如何なる方法で〜。(議長指名の声あり)

では指名差支えありませんか(異議なしの声多数)とれでは7号10号にお預けします

議長 会期についてお諮りします

6号 3議案ですか3日間可決

議長 外可御意見あらは

12号 6号の3日間可決か2日で審議可能と思はれませんか2日間可決では

5号 3日と2日の動議可決か6号の3日可決賛成です

16号 2日で可能と思いか3日以内可決

議長 採決します3日間に賛成の方は挙手致します(8名)過半数で3日間に決意します

議長 議案第6号上程します(書記朗読) 村入才出予算追加更正

(4号地区親川富吉入場) 当局の出席要請 参考 村長、助役 出席

村長、本集は木入面で交付税と地尾、長如島の水道工事費の増額が主である

細目K区では助役から説明してもらいます

助役 別紙予算書で逐次説明をします

議長 御質問ありましたら木入面から

16号 動機あり研究の必要があるので1時間の休憩を望ましの

議長 16号の動機に賛成ですか、それによりますから賛成します。賛成しますか水道補助金は直接

関係部署へ渡すか又は政府機関を通じたいか

村長 業務費資金から出たので直接村長に渡された小切手で

議長 解りました。木入Kについて外K費用もさや(無しと呼ぶ者あり)では木出K留ります

5号 道路修繕維持費は完了ですか、これから修理するですか

助役、両方の分であってこれから修理せんとする箇所部毎別の状況Kによって施すか

12号 樹木ホルの経営には各部署か、又は村営か

助役 個人の申請によるもので政府が認可指令を出したか

1号 産業経済費の附記がク款に見えぬか(助役、本Kは未だ月Kある)

16号 旅費の決算はどうなっているか

助役 例年相当額の旅費を要するが当初予算で計上不能で追加している。殊に村長と戸籍主任が

日本本土研修等の旅費が含まれているので増額した

16号 村長の研修旅費には条例の支給金規定によるか

助役 支給規定の額から政府補助金を差引いた額を支給した

6号、5号地区の管内のあつた道路維持Kについて完了した箇所とこれから着工せんとする具体的な計画は如何

助役 予算が通過してから調査の上計画着工したい

5条 資金の支払いは村費からか

助役 全額負担は村費で不可能だから夫役提供も要請されよう、状況がよくなる

5条 施工に当っては早急に計画したい、村当局も急いで着工して欲しい

助役 御要望に副うべく努力する

村長 喜如嘉、謝名、田原、里向の代行線について政府と修理維持について要請はしてある

5条 樹木管理はみかんも含まれているか (含まれていない → 助役)

10条 高校敷地登記料について (助役 ~ 未完了の分を計上した)

15条 消防士の維持修繕について (助役 消防三輪車が主で塩屋の筒先の代も含まれている)

村長 採決したいか如何かです (質問討論打切かと呼ぶ者あり 議長 然りと答へ)

議会議事録で原案賛成の方は挙手 願います。(全員挙手) 満場一致原案を決定します

議長 休憩宣言 ~ 11時55分 ~ 再開宣言 ~ 午後1時

議決 議案第7号水造工事請負の随意契約について上程はす (書記朗読) 当局の説明を要請

助役 公入れに附すべきか、希望資金からの資材代として村民名で贈られ部会が協力して予算措置して村民責任で施工するよう政府の指達があつた

16条 補助金は条件つきか 地元負担は請負金から差し引かれようか

村長 村民名で贈られて資材代として ~ 地元が協力する。差し引かれよう

助役 20%程度の協力が条件といえは"去る"

10条 随意契約にするか 資材代に請負不責任は

村長 資材代額下の請負しかできないから部会が協力して村民も部会も共同責任でやる

15条 工事執行の際に村から急いで欲しい (資材受取その他係員を派せんしている)

10号 両方の賛成人は承諾しているか(然り) 両長も同意しているか(然り)

5号 従来の工事は都府責任で代表者名で施工 資材購入については今回の場合賛成人が資材購入するの  
村長 資材は政府 市長 局長 三者一体で 政府が資材高社を指定してから購入することになっている

15号 技術費の派生とは地元負担か

村長 市の政府予算が主なので測量等は地元負担で 着工の技術費は高社が責任とすることになっている

議長 質問ありませんか(ふしと呼ぶ者あり) ないと認め採決します 原案賛成の方は挙手致します

全賛成 満場一致確定機可付します 引続き議案第8号元都府南浦所建物移転可付の上で  
します(書記朗読) 過去のいきさつについて説明を求めます

村長 戦前三井物産会の助成で2,800円で建造された山川公園の時代はあつた 総計でその倍可付

か地経生課とふり次可診療所とふたか 腐朽甚だしく屋根も低く浸水甚だしく村費で改築費

ふし 議会に無償譲渡の採決とふつて 事業費も費用をあげて平良氏が改築して今日可付

無償譲渡の採決があつたので提出して同意を求めた次第である

15号 もつと詳細に具体的に説明が欲しい 条件があまり可付甚しい、記録等可付しても

助役 戦前の建物で 明瞭な記録はない 身可角管理名義が村であり村費としては負担して可付と思ふ

16号 採決案の条件は旧建物可付か 新建物可付か(助役 新建物可付)

議長 村可付の予定可付可付の可付陳情して長局長と塩田の可付新可付可付

16号 私有財産可付条件が強すぎる 1952年の可付記録はどう可付しているか

議長(書記朗読せしむ)

16号 1952年度で起可可付可付し条件を撤廃可付

15号 当時の条件可付可付と現在とでは相当の可付変化がある 医療施設面、交通面可付

議長 休憩します 30分間

議長 再開宣言(2時30分) 才8号议案に賛同が有りましたらどうか

15分 条件の(1)(2)ですか理由を付けて撤廃して採決して請う進行に欲しい

議長 暫らく休憩します、書記に撤廃理由案を果敢に書かせ

条件撤廃理由(案) 元喜如翁診療所建物移転取組に同意し且つ1952年4月26日採決の  
(1)(2)の条件を撤廃す

議長 再開(3時5分) 只今示した条件撤廃理由案に御異議有はせんか(全員賛成と呼ぶ)

御異議有いと認め満場<sup>致</sup>確定議決に付し本日の日程を終了します、村当局側に付か

議長 本大行財政視察報告〜

議長 本日はこれで閉会します 午後3時30分

1959. 5. 25.

上記議事録相違あり付せん

議長

7分

10分



一九五九年大曾味村第四回定例会々談録

(一)一九五九年六月九日招集すべしと事務の都合により六月十六日

(水曜日)定例会を大曾味村役所会議室(招集)と招集

(二)本招集は次の通りである(格別名)

九番 議長 天野 敏助 三番 副議長 大城 記光 一番 宮城 義徳

四番 親川 富吉 五番 大城 欣福 六番 平 良伸 七番 喜 謝保

八番 宮城 村栄 十番 当山 金信 十一番 反 骨 隆 雄 十二番 平 衣 増 栄

十三番 根路 船安 十四番 金 城 甚 栄 十五番 宮 城 福 市

(三)本招集は次の通り(先名)である

二番 大城 清一 十一番 大城 其 行

(四)本村自治法六十一條の規定により説明のため会議に出席した

者は次のとおりである

村長 宮城 文正 助役 島袋 幸喜 収入 山川 元康

(五)本談会の書記は次のとおりである

神 山 敬 三

(六)談事日程について

議長は開会再開を以て談事日程を報告した

六月十六日 日程第一 議案第九号 一九五八年大曾味村  
才入才出決算認定について

日程第二 議案第九号 大曾味村税徴収条例  
一部改正について

六月十七日 日程第一 議案第十号 大曾味村手数料徴収条例  
一部改正について

日程第二 議案第十号 一九六〇年度税務課の認定  
その互木処介について

日程第三 議案第十号 奇跡線認定承認について

日程第四 議案第十四号 根路船地内排水工及び花畑地内  
水道工事実施の継続施工について

六月十八日 日程第一 議案第十三号 一九五九年大曾味村才入才出  
了決算追加更正について

日程第二 議案第十三号 大曾味村水費一階指入決定について

六月十九日 日程第一 議案第十五号 一九六〇年度大曾味村才入才出  
了決算認定について

六月二十日 議案第十五号 各自報告

六月二十日 休会(日曜日)

六月二十一日 村長挨拶及び隣村祝賀

六月二十二日 一、二、三日 才入才出了決算検査 議決

六月二十七日

日曜中(大空味村郡副長及顧問等修の報告書)  
議案を文法方法を足る条例の一部改定に  
中二議案が十五号の議案  
中三議案が十五号の議案

議長 会期十二にお諮り致しませ。今会は十一(条件が)提案  
このころの御手元のプリントにお諮り御検討の上会期決定し  
たうと思ひます

十三番(雅路館長) 会期十二は検討の要がある。休会を提案し

副議長(大城記光) 十三番に賛成

六番(平良伸吉) 所轄会に賛成

議長 動議成立。賛成の方は挙手願います(全員挙手)満場

致して言ふの動議により休会しませ。再開を宣す

議長 会期十二にお意見ありは

十三番 今会期十五日間と決め、六月三十日までと、八

五番(大田原福一) 十三番に賛成

議長 動議成立。外にお意見ありは、お諮りから採決しませ

会期を本日から十五日間とする動議に賛成の方は挙手

願います(全員挙手)無異議あり十五日間と決定しませ

議長 署名人は如何なる方法に決定しませがお諮りした

(署名指名の声同時にも多数あり)議長署名に異議ありま

せん(異議無しと叫ぶ者多数)議長署名に認め三番議長

大城記光、十番議長、投票を全議者署名に決しませ

議長 午前十一(時開会を宣告し(定例)では本日の日程に

あ三議案が八号一九五(今年度大空味村才人)の決議案

認定十二(二)に(短しませ(大城記光)説明を承りませ

内当局の意向を要請し、お諮りしませ(賛成の声あり)

書記出席連絡一、三役人場着席

議長 議案が八号十二に当局の説明を承りませ

議決(異議無し)別紙決議案の十二より款項自説明を承りませ

議長 又今才人の説明が承りませ十二(時三十三分)

十から休会しませ(時から再開しませしませ)

議長(再)開を宣す(午後(時))引き続き大山の説明を求めます

助役大山(遂)余説明を存す

議長(才)大山決算説明は(應)終えられたので(出)検査(委)会

人の検査報告を受け(て)かう解決したいと思ひますので(委)会

人の検査報告お願ひします

三番(副)議長(大)城(記)先(去)った十日(か)り三日間、(六)番(委)会、(平)良

仲(善)君(一)番(村)長(負)担(城)義(徳)実(の)三人(を)検査(と)して(以)て

関係諸(以)法(冊)と(託)決心(多)類(照)合(の)結果(正)確(と)して(異)帯(を)

認め(ず)終(了)し(ま)した(以)つて(出)検査(報)告(と)して(存)す

議長(決)算(并)つ(て)説明(と)検査(報)告(を)受け(た)ので(休)憩(し)て(暫)らく

休憩(して)は(如)何(審)成(の)要(あり)では(休)憩(し)ます(午後(三)時(五分))

議長(又)今(二)時(三十分)です(再)開(し)ます(五)分(度)決(算)并(つ)て(三)

時(間)を(た)して(ま)す(ので)当局(の)出席(を)要(せ)します(書記(出)

席(上)連絡(を)存(す)村(長)助(役)收入(役)出席(す)

議長(は)質問(に)入り(ます)

六番(平)良(仲)善(村)長(の)来(徴)収(が)相当(ある)よう(な)が(六)月(中)に

徴(収)の(見)違(い)し(がある)か(どう)か(次)に(今)会(期)中(に)繰(上)績(成)績(表)

を(添)附(料)として(提)出(して)貰(ひ)たい

收入(役)来(徴)徴(収)税(に)は(極)力(努)力(を)する(が)困難(が)伴(う)

添(附)料(に)は(五)分(度)の(令)の(意)が(然)り(早)急(に)提(出)する

十五番(宮)城(福)市(産)業(経)済(審)査(委)員(会)費(の)不(用)税(に)つ(いて)は

指(導)指(導)會(員)に(対)して(は)どう(も)差(減)に(あ)つ(た)が(一)二(三)条(に)つ

て(取)扱(当)局(の)計(画)は(次)に(先)で(念)念(に)申(上)る(が)然(る)不(用)

税(に)あ(つ)た(將)来(の)計(画)の(繰)上(額)に(對)して(は)差(減)する

十三番(村)長(の)来(徴)収(が)相当(ある)繰(上)績(成)績(表)の(欠)陥(が)徴(収)が

負(担)過(重)が(当局)の(見)解(は)どう(な)か

收入(役)多(徴)の(費用)を(不)け(て)努(力)が(思)は(れ)て(お)る

負(担)過(重)と(は)思(は)れ(る)が(要)は(観)念(を)持(つ)て(責任)感(を)持(つ)て(思)つ

た(徴)収(の)金(詰)り(の)影響(を)考(へ)ら(れ)る

五番(大炊福)才入の預金利息の普目原電キレて 才出ハイ由

購入減定費キレての礼リキレ

六番 預金利息目原電キレては預金が無かつた

ハイ之由購入(之は)一般撤費と別電(之は)ハイ之由購入あたりの

能負撤費として包みし不<sup>レ</sup>之事務処理上不便の理由で

十三番(平長増栄)保健費の不要款の多<sup>レ</sup>理由は消費のだけの支出が

保健所負担が多<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>起因する 消費のだけの支出にあ<sup>レ</sup>る

三番 樹苗経学費が四万<sup>レ</sup>の中一<sup>レ</sup>二<sup>レ</sup>三<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>七<sup>レ</sup>の支出だが概況キレて

助役 当初春植樹計画を計画し<sup>レ</sup>たが受取者が居<sup>レ</sup>ず不用款が出<sup>レ</sup>た

当時と現在とは状況の变化があり好ま<sup>レ</sup>し現状を明<sup>レ</sup>く見<sup>レ</sup>越<sup>レ</sup>しがある

一番(宮城義徳)固定資産税キレて思<sup>レ</sup>裁があ<sup>レ</sup>った場合だが

田が潮田で収穫比<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>場合、畑目であるが原野である等キレて

助役 問題点が多<sup>レ</sup>くあるも要<sup>レ</sup>因<sup>レ</sup>地目変更登記が優先で村中の

土地を<sup>レ</sup>実態調査は困難で<sup>レ</sup>実後<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>疑<sup>レ</sup>問<sup>レ</sup>未<sup>レ</sup>が生<sup>レ</sup>じるため<sup>レ</sup>念<sup>レ</sup>止<sup>レ</sup>

の<sup>レ</sup>折<sup>レ</sup>廻<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>き<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>担保物件等<sup>レ</sup>の場合も考慮<sup>レ</sup>が要<sup>レ</sup>する

十番(当山金信)琉球海運<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>万<sup>レ</sup>丸<sup>レ</sup>琉球セメント<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>万<sup>レ</sup>丸<sup>レ</sup>が<sup>レ</sup>受<sup>レ</sup>益<sup>レ</sup>

目<sup>レ</sup>琉球海運<sup>レ</sup>二<sup>レ</sup>割<sup>レ</sup>分<sup>レ</sup>で<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>万<sup>レ</sup>丸<sup>レ</sup>増<sup>レ</sup>株<sup>レ</sup>琉球セメント<sup>レ</sup>株<sup>レ</sup>券<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>で<sup>レ</sup>未<sup>レ</sup>配<sup>レ</sup>当<sup>レ</sup>である

六番(平長伸善)動議提呈、才入才出決算適正<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>執行<sup>レ</sup>される

と<sup>レ</sup>認<sup>レ</sup>める<sup>レ</sup>ので<sup>レ</sup>皆<sup>レ</sup>疑<sup>レ</sup>打<sup>レ</sup>切<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>討<sup>レ</sup>論<sup>レ</sup>者<sup>レ</sup>採<sup>レ</sup>決<sup>レ</sup>して<sup>レ</sup>皆<sup>レ</sup>した<sup>レ</sup>

十五番 六番株員の動議を賛成

議長 六番株員の動議成立<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>ので<sup>レ</sup>動議を賛成<sup>レ</sup>の方は<sup>レ</sup>挙<sup>レ</sup>手

願<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>。(挙手全賛)

議長 満場<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>して<sup>レ</sup>五<sup>レ</sup>六<sup>レ</sup>年<sup>レ</sup>才<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>才<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>決算を<sup>レ</sup>認<sup>レ</sup>定<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>決<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>します

次<sup>レ</sup>日<sup>レ</sup>程<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>二<sup>レ</sup>議<sup>レ</sup>案<sup>レ</sup>決<sup>レ</sup>る<sup>レ</sup>が<sup>レ</sup>本<sup>レ</sup>堂<sup>レ</sup>決<sup>レ</sup>算<sup>レ</sup>係<sup>レ</sup>微<sup>レ</sup>收<sup>レ</sup>系<sup>レ</sup>例<sup>レ</sup>(部<sup>レ</sup>改<sup>レ</sup>正<sup>レ</sup>)と<sup>レ</sup>提<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>る

収<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>別<sup>レ</sup>冊<sup>レ</sup>キ<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>税<sup>レ</sup>法<sup>レ</sup>改<sup>レ</sup>正<sup>レ</sup>キ<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>(部<sup>レ</sup>改<sup>レ</sup>正<sup>レ</sup>キ<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>説<sup>レ</sup>明<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>た

議<sup>レ</sup>案<sup>レ</sup>改<sup>レ</sup>正<sup>レ</sup>キ<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>(部<sup>レ</sup>改<sup>レ</sup>正<sup>レ</sup>キ<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>説<sup>レ</sup>明<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>た

十三番 改正例の条例確立が先決だから後<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>明<sup>レ</sup>白<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>

十四番(金城善忠)十三番に賛成

議長 動議成立<sup>レ</sup>採<sup>レ</sup>決<sup>レ</sup>します<sup>レ</sup>賛成<sup>レ</sup>の方は<sup>レ</sup>挙<sup>レ</sup>手<sup>レ</sup>(全賛挙手)願<sup>レ</sup>す

満場一致賛成ですから研究の明白な案を裁することになり

本日の日程は終了しました。定刻の五時です。これを散会します。

六月十七日

午後十時十分から金魚山荘です。本日の会議を閉じます。

書記 神山 敬三 事務 坂本 久 三郎 のてい 山城 保雄 君を臨時書記として任命しました。承認願います。

本日の日程は昨日に引続き大宮味村税賦課徴収条例の一部改正について御案を裁願します。裁案研究のため休憩いたします。(午後十時三十分)

議長 再会します。(午後十時三十分) 当局の説明を求めます。

徴収 昨日申し上げました通り税法改正に伴い(一)雑目の村税が雑税締止で四税目とあつたので必然的の一部改正とあり(二)教育税との関連するもの賦課徴収期の変更について提案します。

十六万事業税三万以下の中所得者は免税とある意が徴収御意の通り

十五万法人等の事業税について説明を。

収入税従来、税法では法人その他、場合は何れも税率を決めておいたが、今度の場合所得の高低から累進課税することになった。

三番昨日より研究し、これをいふ税法改正による一部改正を採決し、

十三万三万に横成

十六万改正により中小企業者が保護育成されるので賛成(原案)

十三万原案に賛成

議長採決します。三万税金の動機横成の方は挙手願います。

(金魚山荘) 満場一致確定後、時を過ぎ、休憩(議)

(十時十分三十分) 十時十分から再開します。

議長再開を宣す(午後十一時五分) 議案第十号を採決します。

当局の提案理由の説明を求めます。

御座る御採決に、説明手数料に端数が生じ十単位にしたい。

十 高池市町村。状況は、資料があれば提供して貰いたい

村長 市町村長会での増収も増減も懐いておるようだ

十三 高池市の理由での切採焼替え(増収は低物価対策の)面から  
環境保全策方針にもとらるものと思はれるので本案に反対す

十六 高池市によると、割地と云う住民負担の止から賛成でせよ

十五 高池市による戸籍以外の事柄も数種の増収見込み数は

助成(一)件とみて五十万程度の増収見込み数とある

十五 相当の財源とある。税外収入源とあるが

助成(二)件とみて五十万程度の増収見込み数とある。税外収入源とあるが

十六 高池市は、担面から原案に反対

十三 高池市の問題は住民サイドの面から論ずる事は、高池市に賛成

村長 十六 高池市の動機は成立した。十六 高池市に反対の方は

十六 高池市は、財政赤字を招きかねない。原案に賛成

十三 高池市は、賛成。三の増収は、社会経済に影響するとは思われない

十三 高池市は、賛成

村長 村長は、切採区は、原案に反対の方は、挙手(八名)

原案賛成の方は、挙手(七名) 本案を否決し付しす

村長 本案は、十(九)年度伐採区域の認定と、木処分に、と提す

本案に、この当局の説明を拒めよう

村長 本案は、伐採区に、計画した、面積は、確定である。材積は

実測の必要があると思はれる

村長 伐採区域の処理状況は、この、文の説明を、

村長 夏期は、木炭業者の不振で、処分に、六月も、遅延者が居る

十六 高池市は、伐採区域の実測の結果、材積が減る場合がある、と、想定され、か

村長 その、材積、むしろ、増える見込みである

十三 高池市は、有林の、林相は、毎年、ふし、ふつ、という、か

村長 林の、音、成、採、区、は、一、これは、係、長、を、認、め、し、る、が、消、定、は、六、五、六、

十三 高池市は、伐採区域の、新、要、望、した、色、移、別、伐、採、区、は、計、画、し、た、

村長 係、長、が、伐、採、区、外、出、張、中、である、ので、確、定、は、提、示、し、る、

十三番 原案 不在は留疑に及後なる概る日程の変更動議する  
 六番 漁伐対策 一つは留疑した、特に隣村との関係等について  
 村長 隣村には直接相談した現物犯を押えた者には関係は長同伴  
 出張等と謝罪せしめ適当な過料を納付せしめべく協約書を徴して  
 議長 採案研究のため休想し多分(午後二時十分)  
 再開宣言(二時四十分)留疑は是迄と想う討論に入りあり  
 十三番 条例による採択区域設定で原案は認めざるが関連するので要望  
 した、公有地は村の大きに財源だから常に慎重を要し分けて世襲  
 行政は特に採択に萬全を期すおう努力を要するよう要望する  
 三番 原案未決 賛成 十五番 賛成  
 議長 採決し多分 原案賛成の方は挙手(金口) 原案確定付す  
 議長 投票中 十三番 採択区域決定について提議者の説明を拒む  
 助役 根拠地は山開れ跡の排水工多分(一)改修から排水があまりの  
 一、本年度で急を要するの採択しては早急措置について進捗  
 正に村としてあります明日提案のれし多分(約五分回發言小)  
 議長 留疑は認め採決に入り多分 原案賛成の方は挙  
 手(金口 挙手) 万場(致確決定付す) 宣言  
 議長 投票中 十四番 根拠地は水道施設工多分 総論施行の上提  
 助役 五九年度工事等あるも施行が六、本年度と二年に亘り進  
 続施行の上あるは工事の採択しは  
 九番 水道工多分 井路投資金と政府補助による二種の  
 補助制度があるがこれについて説明して貰はたい  
 村長 亦村から政府より工事の陳情した個所について政府が  
 更にそれを調査しその優先度金口にて決定補助を要する  
 三番 井路投資金による工事の施行責任者は村長か(然り)  
 六番 井路投資金による必要材料購入について自由選択を要する  
 村長 材料は指定を求むしてしじで購入する  
 議長 留疑は認め採決し多分 原案賛成の方は(挙手)  
 金口 採決し多分 原案未決して本日日程を閉が多分(午後  
 二時十分)

六月十八日

出席十五名 三番 名ご出張(午後出席) 五番(午後欠会)  
議長 本日の議事日程は議案十番から十一番です。副議長は出席  
張(名ご)で欠会していません。山本知照は出席、では再会します  
(午前十時三十分) 議案十番(元々本年度大登味村才入才山  
予算追加案)について提し(当局の説明を要請書記連絡)

村長 助役 収入役 経済課長 入場

議長 当局に議案十番の説明を求めます  
助役 別紙追加予算案について説明を求め説明中七款五項  
の政府交付税に交付金に訂正ミスプリントのため

五款七款六目森害虫駆除費の案は

収入役、主としてテック代がある

議長 被害がある場合案は償還は義務

助役 義務は生産者負担で案は政府と村から補助は無償

議長 みかんの場合もそうか

助役 そのとおり一言今日贈花してある

十五 五款七番 八千五百購入本数は、購入費追加しても千円不足は

助役 八万本と記憶している。不足額については後刻你から答える

十五 才入の特別交付税とは

助役 特別の財政需要で 地元の条件 普及費 区振費 選挙費、防犯費の拡大、早ばつ 森害虫 等

三番 八千五百購入補助金は雑費の不足分を赤字補てんから支

出明細書を資料として提出して貰いたい

助役 你が鏡波道路を多検査と念のため不在だから後刻出た

十番 各品目数条件みかんで割当られ半強制的に配付させられ

米ぶらぶらとあるが運搬費、五月二十日は徴収可能と思いつか

助役 徴収可能とて村としてたので努力願いたい

議長 十三番から八千五百購入費明細書の提出要求も準備

各品目について整理の体感はあります。(五番 森害虫 欠会早退)

午前十時三十分 休憩 十一時(時三十分)再開 以上



助成収入後、経済課長(平倉)の説明のたのしみ

貸付金の中、貸付金項目の購入品、明細(この説明をたのしみ)

経済課長の紙プリントにこの説明をたのしみ

収入額(一三〇、九〇、支出額(一六三、三三、不足額(一七、五三、

十(五) 運送費(港法使用料)とは(生産地から本拠までの費用の(五)分)

十(六) 臨時労務費とは(村から同様の労務者で足りないの(五)分、現地備人)

十(七) 購入品の総本数(七四六四九の本数)

十(八) 当初予算より支出が(五)分超過するが見限り(五)分の不足

経済課長(平倉)が(五)分不足の理由が(五)分不足の理由(五)分不足の理由

の(五)分不足の理由が(五)分不足の理由(五)分不足の理由

十(九) パンク(運送)の(五)分不足の理由(五)分不足の理由

たのしみ

助成(生産)組合(五)分不足の理由(五)分不足の理由

たのしみ(五)分不足の理由(五)分不足の理由

十(十) 当初予算(五)分不足の理由(五)分不足の理由

たのしみ(五)分不足の理由(五)分不足の理由

助成(五)分不足の理由(五)分不足の理由

たのしみ(五)分不足の理由(五)分不足の理由

十(十一) 当初予算(五)分不足の理由(五)分不足の理由

たのしみ(五)分不足の理由(五)分不足の理由

助成(五)分不足の理由(五)分不足の理由

十(十二) 当初予算(五)分不足の理由(五)分不足の理由

十(十三) 収入(五)分不足の理由(五)分不足の理由

貸付金(五)分不足の理由(五)分不足の理由

たのしみ(五)分不足の理由(五)分不足の理由

十(十四) 当初予算(五)分不足の理由(五)分不足の理由

たのしみ(五)分不足の理由(五)分不足の理由

貸付金(五)分不足の理由(五)分不足の理由

たのしみ(五)分不足の理由(五)分不足の理由

成長外、質にはふいと思はれるので討裁し得りた、

十三号才金身の出追加更正は本年度未調整の観点から原案に賛成  
するが問題点は、イン関係が重大である。金身の失敗が何れにせよ、  
損が過重であった。大産業の育成については討裁的に行つて貰ふ、  
今の現況等考慮して貰ひたい。多大の村費で育成したので討  
裁外的影響等と十分なる配慮をせられたい

討裁十五号は原案賛成と男女望でしれど、他に

十号金身能力のある者が村費補助対象にふたから補付して  
ふい者にも均しく恩恵を及ぼすよう要望して原案賛成する

十五号村費は、イン生産連合会とも名をアツて中南部に假  
るとも劣らぬよう取巻を尽して貰ひたい。原案に賛成する

成長補給ふい者に対する村費の方針も先程の討論で明ら  
かにされたいので採決し、原案賛成者は挙手を(金身挙手)

満場一致原案採決に付し、

次に成長才十五号村費(時借入)採決について上程、説明を  
助役、本年度は即承知の通り滞納税その他多量の整理期間で  
賦課徴収も遅れ多量なのでせめて早急の又は義務費と  
して借入をせねばふい者で三、四、五、百、千を限度として提案  
し、たうては勿論必要度により借入する部ですが、若し多  
額多量業務が必要なる場合はその都度更に提案採決を  
求めたいと思ひますので然る可く御賛成願ひます

十三号金身、向打、打輪者も採決して貰ひたい

三番賛成 十三番賛成

成長動議成立、原案採決者は挙手を(金身挙手)

金身賛成です、原案可決確定します

本日の日程終了、明日は当初予定の集議上程し

ます、本日はこれにて散会し、明日十時から再開します

(散会午後三時三十分)

六月十九日

出席者五十五名

議案十七番一、金貨出布

議案本日の日程は(元)市役村才入才出予皆并裁定を提言

家裁大移三前村長の新年度施政方針を述べて頂きます

又今より再開いたします(午前十時十分)当局の出席要請す

吾記神山散三連絡、村長 助役、収入役出席

議案新年度予皆家裁に先だつて村長の(元)市役施政方針と

各予皆並理者、説明を亦おまひつて然る可く現意願いた

村長新年度予皆并を編成したる名目(元)之概略申し上げます

彼末の財源面から予算を編成しつては困難が伴うが本年度予

算もとりとちりて相当苦しいやりにりもし

前村長時代からの産業基本政策が打出され目下軌道にのりつてある

ハイ産業も山地開墾と併り立体的綜合増殖がてき不農林道

排水路等の整備にりつても並期開墾期成念とタイアップして完成した

村道の復舊復旧にりつても村費や部費にりて負担加重、政府代行

線と加のてせうべく陳情したる箇所もある

海岸護岸も(元)市役高教人口)国土保存の見地から陳情してはるが

関係各面、見解の相違から施工を所不明で立役も担当不

仕者の究明に努めつてはる状況で遺憾に思ふ根拠極大意味大

兼又の一号路線は海洋側へ変更するよう政府及政有にりて

はる是非は現としわたりと考えつてはる、以上が村外的赤諸懸案

次に村外的諸案にりつて、先が財源の確保、個人貸地料と山地開墾

で国庫貸地料が本年度から才入見積りした(元)市役高教教地が

借地料が政府負担不明である、江洲大学の政府負担地外にも未だ

貸付可地地がある、緑化運動推進と併り山林の弛化と苗圃設置

にりつてはる、水産業の振興にりつてはる水産指導予金の設置にり

てはる漁業の復活、海草、漁具数の増殖を計画してはる

並り過剰な指導予金の見地から農林協指導金設置補助金を計上

して住民福祉にりてはる、倉庫にりてはる、敬母校が不当に人心を制限

それ村内保母給料が村予算計上の止むべきに至った

以上申し上げの施設の方針の概要、といたしまして

議長才人不出予算案の、説明を求めます

助役 今村長施設方針と別予算案編纂した財源が乏しいので、撥入

的財源を縮小し、裁簡的財源を目標と編成した、では配付しました予算

算案より才人不出の進捗説明を求めます(才人説明す)

午前十時七分十三番村員根路館安田八場十一対槍分才人説明終る

議長休憩宣言す、再開宣言(午前十時十五分)では才人の説明を

助役引続き才人不出の説明申し上げます。(別冊才人説明す)

議長 今時五分ですらう中食休憩します、午後(時再開します)

中食

議長再開宣言(午後一時三十分)(全員出席)午前引続き才人説明を

助役才人不出の款から引続き説明申し上げます(説明終る)

以上簡易に才人不出の説明を申し上げました、質疑等あれば後

刻お答えします、ごまろしくお察し願います

十五番(元夫)専横予算案にて休憩の上研究にあらざる散財した

十五番、又今の十五番の動機を説明する

議長 動機成立異議者は挙手も(挙手なし)お異議ないので休憩

して各款項目検討の上後禮節同様に伺います

休憩宣言(午後一時三十分)休憩の終散会(時刻不詳)

六月二十日

出席全員(十六名)

議長再開します(午前十時三十分)本日は昨日引続き予算案

の研究をすることになりますので休憩します(午後三十分)

書記退席、仍て研究事項不詳、休憩の終散会(時刻不詳)

六月二十日(休日)休会

六月二十二日

出席者 金谷 (十五名)

議長 金谷出席せず 再開し 午前十時二十五分

本日の日程は如何にかしき事か、研究が客観的か、

十三番子母井屋敷に入り、前々村政(村造)補修陳情録の實態調査、村造苗圃の状況、隣村の予母井屋敷状況調査して客観的資料に大方がより効果的だと思ふ、緊急動議として提案せず

議長 十三番の緊急動議に付して

五番、十三番、十五番賛成意見あり

議長 異議なしと認め採決し、議長 成程は挙手也 (金谷 挙手)

では十三番の動議採決し、金谷 編成期間調査を項守は休憩

して打合せしき事、休憩中言 (十時三十分) 五時退場

休憩中の打合せ状況

1. 村造調査班、二番大畑浩一、三番大畑紀光、七番直井謝保一

2. 苗圃調査班、四番親川富吉、五番宮城新栄、七番平谷増栄

3. 園路村、班、十三番根野銀次郎、十四番金城甚栄、十五番当山全信

4. 東村、班、十五番宮城福中、十六番宮城義徳、十七番坂野隆雄

5. 羽地村、班、八番長仲善、九番大畑福十六、十六番大畑直栄

調査を項後日記録、班編成を終り出立解散

六月二十三日

出席者 十五名、出席者 二番 再開宣言 (十時十五分)

議長 予母井屋敷に付して昨日の視察報告書、提出も亦の

事、視察報告書検討、其の休憩の長しき事 (午前十時十八分)

(議長 休憩意見に付して第一から金谷 異議なしと認め)

議長 再開宣言 (午後一時五分) 昨日の視察報告資料に伴う質問は

予母井屋敷の際に之と云ふ事、其の出席も要請して協議し

ては如何がですか (金谷 異議なしと認め) 其の意見も之と認め採決

し、採決を進行せしめ、之と云ふ事 (当日入場)

三番村多進り上総指管、内を以てその概で進示家業に移す

三番村の意見に賛成する

課長外に意見ありやせんか、し、三番賛成と呼ぶ

課長採決し、三番の動議に賛成者は挙手を(金の、挙手)採決

三番の業税の増収見込は基礎控除により固執、村道の

維持修繕箇所は何処か、退職給付金は其、目録でござんといふ

助成、従来<sup>期</sup>の所得税を廃止し、たので、業税の増収が考えられる

村道の維持修繕に、金繰り、踏田、踏田等の調査により、箇所を決めて

維持修繕に、退職金については、特立、不例、未制定の、ため、繰上

不能退職者があつた場合、その的確な金額は計上できない

三番村社協の構成について、復した

助成、副村長(社協長)時代から、役員、会は、確々、なつて、いふ、よう、で

て、その構成は不明だが、事業は、程度、や、つ、つ、と、見、受、け、ら

れる、例、え、ば、子、使、の、遊、び、場、の、敷、地、補、助、整、備、で、遊、具、を、購、入、し、て

配、分、金、を、寄、附、し、つ、つ、今、年、は、子、使、用、自、転、車、を、一、千、五、百、円、等

三番、ド、ル、切、換、を、村、民、所、得、に、使、下、し、つ、つ、と、思、は、れ、る、が、ど、う、思、つ、か

三番、事、度、当、初、了、算、と、比、較、し、て、村、民、所、得、に、つ、つ、と、思、つ、か

又、基、本、産、業、の、見、込、と、今、後、の、方、針、に、つ、つ、と、同、い、ふ

助成、村、民、所、得、に、つ、つ、と、低、下、し、つ、つ、と、思、つ、か、大、差、け、な、い、と、思、は、れ、る

基、本、産、業、を、育、成、に、つ、つ、と、は、従、来、通、り、育、成、の、方、針、で、あ、る、と、思、は、れ、る

と、し、て、村、民、所、得、の、向、上、に、つ、つ、と、思、つ、か、バ、ン、ク、の、裁、培、は、所、承、知、の、通、り、多

数、な、ら、ず、金、枝、金、を、要、し、銀、行、の、融、資、等、に、つ、つ、と、思、つ、か、こ、の、で、本、事

の、実、際、所、得、額、は、こ、の、期、待、を、き、つ、つ、と、思、つ、か、決、事、度、か、ら、は、こ、の、不、下、げ、に

力、を、注、意、し、つ、つ、と、思、つ、か、増、大、を、図、り、つ、つ、と、思、つ、か

三番、支、付、税、の、見、込、し、つ、つ、と、思、つ、か、一、般、支、付、税、は、増、収、の、見

と、お、し、な、ら、ず、特、別、支、付、税、は、政、府、の、助、言、も、あ、る、の、で、將、来、に、備、え、

費、目、録、に、つ、つ、と、あ、る、五、月、に、支、付、さ、れ、る、が、増、収、を、減、は、な、ら、ず、

三番、村、民、統、計、の、収、入、見、込、は、過、大、な、ら、ず、過、去、の、実、績、は、ど、う、か

収、入、は、三、年、度、の、決、算、は、九、三、%、と、あ、る、本、事、度、は、九、%、に、少、く、な、ら、ず、

徴収(可成)と思えるが本年度予算通過に徴収に努力をてりき、

十三番幼雅園が保育料を減り村費補助するつもりと云つてゐるがその  
管理に之を当局はどう対処する予定をおき、し、

助収 この多くは本業起業の徴収の去りし、日多散者自奉、余か  
り事情があるから、扶養を認む、と控へた、火、火の差、当り予算に  
補助金として計上して、是、学、面、に、ては、共に深く研究し、

十五番幼雅補助に、之、条例制定の必要はないか

助収 補助制度から補助規定を設け、

十六番水産奨励金。対象は個人が国体、バ、の奨励補助、に、

助収 政府助言に、より海草(わかめ等)の試作計画の水産協同奨励金と  
網類購入の個人を対象として、バ、購入補助費の、一、半、日、五、九  
年度の輸送費等不足分を、充て、たい、本年度からは地元生産者、を、充  
て、同、合、見、込、み、から輸送費補助は、し、ない、つもり、

亦、新、植、意、者、に、は、補助を受け、た、生産者、から、苗、を、適、当、に、供、出、せ、

助収 又、今、村、長、助、収、来、史、の、こと、で、使、用、に、不、意、味、な、と、の、る、で、な、  
休、息、し、て、は、如何、(疲、感、を、呼、ぶ、者、多、数)で、は、休、息、し、事、(年、後、野、山、

休、再、用、し、事、(年、後、三、時、四、十、分)使、用、続、け、し、事、

十五番村費有収金の徴収費、増徴の状況、に、て、おき、し、

村長 このこと、に、て、は、散、者、自、奉、余、金、の、係、と、連、絡、の、よ、う、に、し、  
十六番 雑、税、増、徴、に、拘、ら、ず、人、増、加、を、見、込、ま、れ、て、ゐ、る、に、は、村、民、所、得、の、増、加、  
を、見、込、み、が、本、出、面、に、お、ける、徴、収、費、及、本、費、の、増、加、に、て、き、

助収 徴、収、費、の、増、加、は、昨、年、の、当、初、予、算、増、徴、の、額、に、お、き、上、り、し、  
と、計、上、さ、れ、た、予、算、に、お、ける、本、年、度、は、増、徴、額、の、上、増、額、計、上、し、  
ボ、ト、ス、に、て、は、昨、年、の、徴、収、額、の、一、半、に、計、上、し、

本、費、に、て、は、村、道、路、面、と、路、梁、補、修、に、使、費、を、増、額、計、上、し、

十七番 産、業、奨、励、金、中、に、茶、の、補助、が、あ、る、が、奨、励、多、業、に、て、は、不、  
村、長、幼、木、茶、に、対、し、て、政、府、補、助、は、従、来、あ、る、が、本、年、度、は、補、助  
政策の、改、定、で、現、金、補、助、が、見、込、み、が、あ、ら、ず、と、な、つ、て、ゐ、る、に、お、き、

也、は、補、助、方、法、が、変、更、さ、れ、て、思、つ、て、補、助、に、地、に、不、意、味、な、

七、為産業獎勵に於ては予算控電不少、其然としてゐる。村

長に於て、又水産業獎勵抱負、かつとも多、一、

村長、明内、は予算細目を検討、後、後、財源

を見出して善処し、

一、畜産獎勵に牛購入、予算控電が

村長、肉、政府、法人組織団体、相、成

果もあつて、種、中、取、

村長、畜産、好、各、中、取、

消、的、中、地、全、的、事、後、

村長、増、急、村、有、の、念、

の、之、助、成、の、事、予、取、

畜産、の、何、

助、約、五、と、控、し、也、中、測、を、計、

三、畜、予、算、案、ら、み、修、理、能、持、の、種、後、を、越、え、

有、補、助、の、思、は、れ、る、五、年、度、の、政、府、補、助、を、予、算、案、に、

の、予、算、案、に、

村長、畜、産、に、は、日、本、の、畜、産、を、支、持、す、る、に、

の、畜、産、を、支、持、す、る、に、

の、畜、産、を、支、持、す、る、に、

の、畜、産、を、支、持、す、る、に、

三、畜、産、の、観、念、的、な、日、解、を、予、算、案、に、

村長、の、予、算、案、に、

十、畜、産、の、補、助、の、目、的、を、

村長、の、補、助、改、善、を、予、算、案、に、

十、畜、産、の、補、助、の、目、的、を、

村長、の、補、助、改、善、を、予、算、案、に、

十、畜、産、の、補、助、の、目、的、を、

村長、の、補、助、改、善、を、予、算、案、に、

の、補、助、改、善、を、予、算、案、に、



不意増徴見込額の計画と並立して水産奨励事業の増徴は、  
 財政増徴計画に取次一人月(那)六ヶ月分を計上し、水産事業に  
 ついては「養殖事業は食糧と見なされ、養殖に「これ」明らか  
 であるので調査の上プリントで報告したものである可く  
 三島市は設備多し取次の予算案計上が出来ず  
 取次不減額を見込め、それが七割取次から不足転都が予定され、水  
 り田から年度終結を待たず毎月から割増予定であること、  
 更なる人件費増大(これは過つて追加計上の予定である  
 五島国保会の補助も「これ」該団体の事業計画を基に決定し、その  
 財政事業実績をみて計上し、  
 議長村有地と水産採掘期間の契約の口から起算するの、  
 期間繰進後後どう様未してゐるか、  
 議長村有地とは契約の口から起算後同(これは六ヶ月の延期後  
 出くりり長ともを得あつて認め、場合認め、  
 議長採掘期間後後出東より長き者より助言する  
 三島市は五島の取次人自保母の争当のみを計上し、  
 財政差となり給料補助として計上し、  
 三島保母の給料補助は教育委員、会補助と同額、  
 財政予算の都合、同額をふくず、財政確保のため増徴し、  
 三島市は説明は、これ何れも増徴し、  
 議長畜産振興の「三島市」を「三島市」資金の融通、  
 三島市は「三島市」を「三島市」資金の融通、  
 議長採掘期間で、本日はこれ、  
 議長採掘期間で、本日はこれ、

午後四時十五分

六月二十四日

出席十五名 欠席十四名

議長再開し午後(午後十時二十分)昨日引続き(出席者)と

討論事項を続行し午後(出席者)と(三役入場)

一、各脈(各壇)に設置補助は計上されることが

如く、支那の補助費(支那)の変更で補助は打切らる見込みだから

十三、樹苗圃(各壇)に設置補助は計上説明願ふこと

有長鏡波の苗圃を橋樑床に柳川を床替苗圃(水)に柳川苗圃は

現在空いていて八月までに整備する計画である

十三、総務部(各壇)と遊歩部(各壇)と混同してある向があるので総務部(各壇)

を切り休憩の金庫(各壇)を替へる後遊歩部(各壇)にたらしめる

の休憩部(各壇)を提出しませう

三、十三の動議に賛成

議長動議成立、十三の動議に賛成者は挙手(金庫挙手)

金庫賛成で休憩部(各壇)に提出(午後十時五分)

休憩部(各壇)午後四時散会

六月二十五日

出席十六名

午前十時二十分副議長大戦紀光二丹開室(各壇)

副議長昨日引続き(各壇)に移動し休憩部(各壇)に提出

(異議なしと決まらぬ多数)では休憩部(各壇)に提出しませう

(休憩部(各壇)午後四時散会)

六月二十六日

出席十六名

午前十時十五分副議長再開を望み昨日引続き(各壇)に提出

の旨と直ぐ休憩部(各壇)に提出し休憩部(各壇)に提出しませう

と共に休憩部(各壇)に提出しませう

(休憩部(各壇)午後四時散会)

一月二十七日

出席十一名 欠席なし

議長 金魚出席が二日間しきり(年が十時二十分)本日議案が十七号査味村報酬及び若く用亦債の類並に支給方法を定むる条例(新改正案の提出があるがこれより提出引続)(九六)市役所並に債に移りたいと思はすので当然の出席を求めて説明して貰いたいと思はす(吾れ山城保規を絡す)

村長 助徴 収入徴 出席

議長 議案が十七号と(提出しきり 此思疑あらば)

十一号 別表 議の報酬が倍額に増額され其理由について

助徴 今まで釘付けにされ其類を解力をもちたいと思はす提案した

十二番 議長の十弗以外とし其算定の基礎は

助徴 政府交付税の財政需要額が議長十弗と算定されるところでその額にそつて計上した

議長 質疑打ち討議に移ったら如何かです(賛成の賛多数)

助徴 異議ないようであらう討論しようと思はす

五番 本案は相当の案であるので原案に賛成します

六番 五番議員の動議に賛成します

議長 動議成立

七番 本案は中がなすところの隣村との協定も考慮してものと認めたので修正が望ましいので修正動議提案しよう

十番 村民の経済状態が急激に悪化し現状に則して方法を決めた方がよいので十三番議員の動議に賛成

議長 十三番の動議成立

八番 本案は目下急激に悪化する中、六十年度より増井とも困難にしている予備費は(應認める段階に至っている。認めないとすると市民が苦しむ)

十二号 尤も予備費増額の際には認められ然し原案の中がなすところの隣村との協定を以て修正したいと要望している

議長 十三番の動議は修正が反対が鮮明にして回し合はせたい

十三番 原案未決に付する

十六番 原案を修正して別表申請表第6以外に別表<sup>35</sup>第50以外に  
裁量<sup>35</sup>第50以外としたい

十五番 五番裁量の賛成(原案)動議に賛成する

議長 十三番十五番の修正及び動議はこれ(動議)は内容が異なるので動  
議不成立に付しませう

主席 私は原案未決に賛成する類の訂正をこれに条例は弾力性がなく

融通が効かぬ、裁量の決定権は裁量にあるので報酬等の増額(の

て)予て申請裁量の裁量会が決議を以て決定するので論ずるに当らぬ

将来財源を見出し予て規模を増し裁量活動も大にやるべきである

議長 輪裁は各々におすから採決に付しませう 原案未決の方には挙手

無き(挙手十三名) 原案未決に賛成十三名です 反対の方には挙手を無

き(挙手三名) 反対三名で賛成十三名です 原案未決に賛成

議長 次の日程は凡そ本年度以降、動議に移りませうとの(別にお諮り

したい)件がありますので休憩を先取りませう(異議なしと決り

有る多数あり) 休憩後 議事録の承認はこれ(挙手十一(十五分)

議長 議事録(挙手十一(十五分))では本年度以降(二)の日程

はまず才出才一類から進めよう議決ありませう

議長 才出才一類(二)の日程ありませう(賛成ありと決り

有る多数あり) 議事録の承認はこれ(挙手十一(十五分))

議長 議事録(挙手十一(十五分))では本年度以降(二)の日程

はまず才出才一類から進めよう議決ありませう

議長 才出才一類(二)の日程ありませう(賛成ありと決り

有る多数あり) 議事録の承認はこれ(挙手十一(十五分))

議長 議事録(挙手十一(十五分))では本年度以降(二)の日程

はまず才出才一類から進めよう議決ありませう

議長 才出才一類(二)の日程ありませう(賛成ありと決り

有る多数あり) 議事録の承認はこれ(挙手十一(十五分))

議長 議事録(挙手十一(十五分))では本年度以降(二)の日程

はまず才出才一類から進めよう議決ありませう

議長 才出才一類(二)の日程ありませう(賛成ありと決り

有る多数あり) 議事録の承認はこれ(挙手十一(十五分))

議長 議事録(挙手十一(十五分))では本年度以降(二)の日程

試案十三号の勘帳中五款第三項の原簿三之(第七三六号)修正したる

修正勘帳に構成の方を挙手(金貨挙手)金貨積成とするが確定する

次に中六款保償経生費に付して増徴を

十六号原簿目録に於て理由と保償源の事をも心算の処置に於て

村長案を要する場合は予備費、又は比較的急務を要するに於て認めしむ

不合法定保償源の発生に於ては保償源と見做し得る処置で金を用ひ

勘帳外に於て認めしむべし。不合法定保償源に付し多量の中六款原簿積成の

方は挙手(金貨挙手)金貨積成とするが確定する

次に七款事業経費に於ては、次に十三款まで照向なく同称原簿

積成挙手(金貨一致)を出し案第一修正で確定せしむ

修正勘帳中一〇七号増徴を認めらるる中八号の増徴に付して増徴を

十六号勘帳交付税増徴見込みがあるが不足財源を交付税に求めらる

十六号の意見に賛成する

勘帳外に於て認めしむべし。不合法定保償源に付し多量の中六款原簿の

中六増に於て不足財源を亦村交付税に求める勘帳に構成の方を挙手(

金貨挙手)金貨一致とするが確定する

次に八号の勘帳中一〇七号増徴を認めらるる中八号の増徴に付して増徴を

不出入原簿五二〇七号増徴修正で構成の方を挙手(金貨挙手)金

貨一致とするが案第一修正で案第一号年度中繰上増徴確定

勘帳に付し多量、全年度中繰上増徴として一時から再開する

### 中 登

修正勘帳再開(二時二十八分)試案第十八号(九九号)後全簿修正したる

出予算追加支出勘帳に於ては、後出あり多量として認めしむ

勘帳の修正は昨日休憩中に概論として、不合法定保償源に於けるものがあ

り多量として提案したる勘帳の修正に於ては、収入税から説明せしむ

収入税では説明致し(別紙不詳を以て、各款項目別に説明)

十六号原簿目録の増徴見込みがあるが

収入税本明書の支戻を勘帳に於て認めしむ

修正勘帳が不合法定とするが討論に入り

十一高 原集未結、成する

五高 十一高 残高、大借、成する

残高、勤続課、打輪、冬、冬と認め、採決、し、高、原集未結、成、の方、は、手、で

(金、高、手) 金、高、一、致、原集、可、決、確、定、し、高、

以、て、提、出、提、案、は、然、ら、ず、終、了、し、ま、し、た、が、(元、大、) 本、夜、予、算、并、報、の、大、(二、) 村、当

局、と、再、議、の、項、目、を、あ、ら、ば、述、べ、て、い、た、が、な、い

十五高 要領、三、高、村、道、の、修、理、費、が、少、い、殊、大、里、分、里、を、知、知、向、の、補、修

に、二、三、日、政、府、補、助、を、提、出、し、た、る、が、保、力、が、な、く、な、い

村、長、の、線、は、(一、) 線、の、代、り、線、を、二、三、回、用、さ、れ、て、い、る、が、報、告、を、終、了、し、た、日

に、政、府、と、接、触、を、知、ら、ず、計、画、と、な、る

五高 保、育、所、の、開、設、は、七、月、(口、不、ら、提、出、(然、り) 予、算、并、創、止、の、給、料、七、月、分

から、不、(然、り) 村、長、の、報、告、に、理、解、が、な、く、(二、) 提、出、し、た、項、目、に、(普、通、的、

開、設、と、連、絡、を、知、ら、ず、推、進、せ、し、め、ら、る

十一高 水、産、振、興、(高、) (二、) 指、導、助、言、に、努、め、を、怠、ら、ず、(努、力、を、す、る)

六高 打、撲、業、協、同、組、合、の、外、部、充、實、に、努、め、を、怠、ら、ず、(組、合、最、極、的、

入、院、中、の、退、院、後、に、努、め、を、怠、ら、ず、(二、)

長、と、し、て、要、望、す、る、六、本、夜、予、算、并、報、の、七、高、村、有、林、不、ら、の、取、入、は、八、四、五

十、五、百、二、千、七、百、八、十、五、千、と、な、り、八、七、六、千、七、百、七、十、五、千、と、な、り、赤、字、財、政、と、な、り、

お、る、合、理、的、な、提、案、を、知、ら、ず、(二、) 提、出、し、た、(答、案、不、要、)

十五高 村、有、地、の、使、用、を、促、進、し、福、祉、財、源、を、増、加、し、努、め、を、怠、ら、ず、(報、告、の、止、止、処、り、に、)

残、高、勤、続、課、の、終、了、要、領、に、冬、三、千、七、百、八、十、五、千、と、な、り、思、い、ま、す、が、如、何、で、す

(異、議、を、し、て、決、定、す、る、者、多、数) 本、夜、予、算、并、報、の、七、高、村、有、林、不、ら、の、取、入、は、八、四、五

一、九、五、百、二、千、七、百、八、十、五、千、と、な、り、八、七、六、千、七、百、七、十、五、千、と、な、り、赤、字、財、政、と、な、り、

有、林、事、業、振、興、を、し、ま、す、と、な、り、

村、長

三、番

十、番

1959. 12. 10. 第6回定例会 (11時5分)

(出席) 14. 9名 (出席)

村長 用会堂

おむろの処理の場合の事(休会) (11時7分)

再開 (11時25分)

副村長 議長の報告(署名人) 4名 5分

会期について 委員として20案件は2件が今回の災害後の定例会である。11月12日の相対案の議決について調査研究を要する。会期を決定して。これと各委員の合議しを兼ねて。一週間の休会を決定して。委員の出席する。2つは。如何か。11月12日(異議なし) 即決(全賛賛成) 日程9分(議決入場 11時32分) 定例会で打ち一般管内から

13 会期が定例で 未嘗有の災害に23村政に対する考へ方も報いて。村長が議決の29提案も賛して。後批判核討つ事もある。村長が施政方針も承りたい。

副村長 13の御意見に対して如何かですか

16 13の意見に賛成 (動議成立) 外に意見ある

10 13の意見は。専ら予算の減免の事は。村長の施政方針の説明に。対して。全賛挙手で採決

副村長 会期、日程を決定したので。午後に1時再開 休会 (11時40分)

中 登

議長 再開宣言 (1時10分) 村長出席宣言

村長の議案に対する説明と災害後の施政方針について御意見等。

村長 災害後臨時幹事会開会の結果を報告

災害後の対策について。報告。稲、食糧、生活保護法、馬、240(240)一期水(90石) 政府負担。災害対策、購買力、復興基金(1000) 23石村で(政府47石負担)計70石

村長 村長施政方針に対して簡潔に必要事項を報告する

13 結論を先に出して。要する方針を。要する。詳細は。更に。不解

委員には。災害建設の。協力面から。協力を望む。

13の意見に賛成 (動議成立) 外に意見ある。知と。議決挙手全賛

13の施政方針説明。質問は。答へない。不賛成から休会。2分

16 13に賛成 (動議成立) 外に意見ある。採決挙手全賛

議長 休憩宣言 (1時30分) 再開宣言 (3時55分) 明日の日程は

村長の施政方針への。一般管内と22号城築。建設。賛成

散会宣言 (3時55分)

58 12 16  
我... 10月20日 欠... 15元  
...  
1. ...  
2. ...



議 " 南谷一平 "

1. " 市議の承継も、身が打撃を被る事 "

之を争向するに於ては、無利を不償けけしもら、  
右と云つたがどうなるか

- 河川整備関係、計費に云々
- 矢野と云々の取柄

相互に更迭料の事は、詳し

○ 外務問題、政府の方になる中  
市町村長会がら、一端、

以て、之を、之に説明した。

二 河川関係は、市町村長会、市町村、

2. 1. 市水産は、市水産、市水産、  
運送は、自己で、

△ 政府の指導中、政府の指導中、  
3. 6. 現在、政府の指導中

○ 河川の方、市水産、市水産、  
女子、甚だ、地解、市、向、

C. 樹木の機械力による行

16. 本に對して更に八十以上の樹木を定めたが  
甲十以上のものは、甲十以上のものは、甲十以上の  
乙十以上のものは、乙十以上のものは、乙十以上の  
丙十以上のものは、丙十以上のものは、丙十以上の  
丁十以上のものは、丁十以上のものは、丁十以上の  
二つの計画を

17. 50月による山の明水の下等には、山頂に  
て、木がすくなく、山頂には、山頂には、山頂には  
之れ以上の後には、造林の計画、一、二、三、四、五、  
六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、  
十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、  
二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、  
三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、  
三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、  
四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、

樹木の  
18. 立木の株の深から採集が、  
計、私、有、造、林、の、計、画、を、  
樹木の子が、た、ら、な、け、れ、ば、政、府、に、  
謝、意、を、表、す、  
造林、補、助、金、一、千、円、補、助、金、一、千、円、  
の、額、は、千、二、百、円、の、額、が、千、二、百、円、  
の、額、は、千、二、百、円、の、額、が、千、二、百、円、

③ 亦方解に及ぶに... 後同す  
是(意)村名は方解にないが...  
と結ばれて... 命は... 付に  
接連する... 一か... する

村名。村名... 疑... 該... する  
視... 名... 解... 母... 洞... 本... 之... 母...  
と... 書... して

④ "方解に開き... 方解に連なっている  
文

方解に開き... 方解に連なっている  
の... 方解... 方解に開き... 方解に連なっている  
の... 方解... 方解に開き... 方解に連なっている

村名 "機械力... 第一回  
の... 第二回... 方解... 方解に開き... 方解に連なっている  
の... 方解... 方解に開き... 方解に連なっている

⑤ 一... 方解... 方解に開き... 方解に連なっている  
の... 方解... 方解に開き... 方解に連なっている

村長。十月十日は村内不確保一受け本は互  
らな

物。保す。村長は十月十日は村内不確保  
無償で保す。十月十日は村内不確保  
二三日は八分と保す

10. 村長の件は十月十日は

物。十月十日は村内不確保一受け本は互  
らな

5. 村長は二回の日に出る。生活の苦しく  
あつては、農家から一月に現金で  
取上げてもらう。農家は農家に  
して行く

村長。現金を一月に出してやることは、  
今は不確保中である

6. 今月の村長は、定額から減額  
して、その不確保を廻して直接  
返す

5

13. 本日議事録中に上記の如き提案提出  
したるが、その旨は

同会中に上記の如き提案提出する事は  
大に其の趣意なる 俾けり 仕事に  
留意との件が あり あり あり あり

議。 同趣意として 議 したるが、その旨は  
なり。

14. 本議事録中に上記の如き提案提出する  
は、( ) するに なる なる なる なる

15. 本議事録中に上記の如き提案提出する  
は、( ) するに なる なる なる なる  
の なる なる なる なる

16. 本議事録中に上記の如き提案提出する  
は、( ) するに なる なる なる なる  
ける なる なる なる なる  
なる なる なる なる なる  
なる なる なる なる なる

① 研究は、何れから進めようか、  
 どの方法で調査しようか、  
 調査の目的は、何を明らかにしようか、  
 調査の結果をどう活用しようか、

- 一 基本整理
- 二 研究経緯
- 三 研究目的
- 四 研究内容
- 五 研究方法
- 六 研究計画
- 七 研究実施
- 八 研究結果
- 九 研究結論
- 十 参考文献
- 十一 謝辞
- 十二 発表履歴

研究の目的は、何を明らかにしようか、  
 調査の結果をどう活用しようか、  
 調査の方法は、何を明らかにしようか、  
 調査の結果をどう活用しようか、

司の軍に軍費指揮官が御座るがゆへに  
従軍兵隊に支給の軍費も

16. 兵隊の軍費については大抵は御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに

17. 兵隊の軍費については大抵は御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに

18. 兵隊の軍費については大抵は御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに

19. 兵隊の軍費については大抵は御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに

20. 兵隊の軍費については大抵は御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに  
兵隊の支給の軍費も御座るがゆへに

8.

船主は10%以上

有罪。未だ調査は一日二日と一年間、<sup>24/10</sup>の  
不正手続と云ふ事、其の甚多、<sup>調査</sup>の種に於  
て数字は出さず、甘言作れば70%程度  
とあるなり

諸君、此の向は如何ですか

1. 位分の問題です。山の田舎に於て、信託  
が倒産したる事、其の非難を受けるが、もう  
すべし、強硬に對して、銀行に接近して、  
早く田舎業者を、手合せする事、一、手配  
する

2. 村々へは、船行報告を調査して提出  
し、たが、延款所得者に届ける事、あり  
多ぶ、能く、十、百の村である。三村は  
調査する事、更、其の一、其、是、出、来  
た、其、各、能、不、考、査、す、る、事

3. 先日に調査した、福祉関係の調査を  
其、其、の、事、であるが、その結果を、調査、大



?

議三 十二時に午のまゝ一たびを練りしんす  
一時から南風一す

議四 今更出三層、時定から南風一す  
村より施設を付給るに願ふ事

この研究事業の進言不あり。村民に於ては起り  
のり法を之にしろむの求給にあり。その求給を  
てり法第一(第一)の行し。各各群団19  
村民の意見を結果して。決議を以て不仕  
事して行し。費用支障をかつた。村民の  
強心力の結果として行なへば不仕。不仕  
は。風かきとして。決議を以て。不仕。

○ 従来の共同問題。名義と正居の感言の  
非に。概つた感があるが。その共同の  
字。職方法を南す。

○ 生理と本不村民の  
この研究の共同が。村に割ちらゆる。財政  
府に連絡して。知らして。申すたい  
農耕地の信之を機械力に。た。申すたい  
が。信之方法を。計して。信之の。信之  
方法を。南すたい。

10. 戦後からこの臨時議会は開けられ  
つたといふがそれは違ひありません  
早く開いて女に意見を述べたのは  
たが

村長。討論は早くは済まなくともはなから

。意見交換は特別委員会。銀行部は福  
社園で話し合つた。臨時村会から一応中  
断する

。住家の問題の話し合は銀行の手を  
とらなければならぬ。政府に抗議  
するがその条件が揃つてからその  
報告を受けよう

。今年討論の意見は実行される

。期地は機械力を出さず細計は  
任意地解凍するべき政府に  
行つて。困難のことは先決である

。臨時議会は早く招集した方が  
速く都府との関係がよくなる  
といふのは心です。

11. 意見交換は早くから行つて  
現在が好まぬ形にあらう。早くから  
意見が出た方が。 10

11. 概して民衆に指導するに必要にして  
感服してゐる。

12. 信書の数が少ないが、内容を認めて上げる大  
量の意見の中に第一の階級の意見が少  
りすぎた。

概して、村長を叩く意見が少くない。

16. 若年の農業従事者の整頓の機会が  
少く、その水たがはるが河川、農業の  
改革の必要が代々感懐強く所見の  
多いが、経済早急な。又行政の  
改革も同じ保続する必要はない  
と云ふ。

概して、理直は多くなつて、現在までの  
担負負担の減少、その水たがはるが河川、農業の  
改革の必要が代々感懐強く所見の  
多いが、経済早急な。又行政の  
改革も同じ保続する必要はない  
と云ふ。

概して、理直は多くなつて、現在までの  
担負負担の減少、その水たがはるが河川、農業の  
改革の必要が代々感懐強く所見の  
多いが、経済早急な。又行政の  
改革も同じ保続する必要はない  
と云ふ。

13. 軍からの食糧供給の減少も村長  
を叩く。これはあつた。答へるが、

12) 商品の流通の可なりは、その流通のあり  
る条件の如何に大なるか、その流通  
の速い遅い、その流通の如何なるか。

概して、主たる流通の中心となること、それが、その流通  
の速い遅い、その流通の如何なるか。

6) 商品の流通の中心となること、それが、その流通  
の速い遅い、その流通の如何なるか。

7) 商品の流通の中心となること、それが、その流通  
の速い遅い、その流通の如何なるか。

8) 商品の流通の中心となること、それが、その流通  
の速い遅い、その流通の如何なるか。

9) 商品の流通の中心となること、それが、その流通  
の速い遅い、その流通の如何なるか。

10) 商品の流通の中心となること、それが、その流通  
の速い遅い、その流通の如何なるか。

13

15. 村に於ては、  
あり、調査を  
の被る者  
である。

16. 政府に  
の  
の  
の

村長

17. 地方の  
が

18. 地方の  
日

19. 地方の  
の  
の  
の

(10) 此種に對するも、其のうちに定に其の解が得られ  
ざるものがある。其の理由を述べ、其の故を述べ、  
其の理由を述べ、其の理由を述べ、其の理由を述べ、  
其の理由を述べ、其の理由を述べ、其の理由を述べ、

根拠。その部分の理由を述べ、其の理由を述べ、其の理由を述べ、

● 此種に對するも、其のうちに定に其の解が得られ  
ざるものがある。

根拠。その部分の理由を述べ、其の理由を述べ、其の理由を述べ、

● 此種に對するも、其のうちに定に其の解が得られ  
ざるものがある。

根拠。その部分の理由を述べ、其の理由を述べ、其の理由を述べ、  
其の理由を述べ、其の理由を述べ、其の理由を述べ、

● 此種に對するも、其のうちに定に其の解が得られ  
ざるものがある。

● 此種に對するも、其のうちに定に其の解が得られ  
ざるものがある。

根拠。その部分の理由を述べ、其の理由を述べ、其の理由を述べ、

12 枚揚食の記帳は 6/27 まで

13 中提市町村会より命令は記帳  
外はまたあつた

14 枚揚食の記帳は 6/27 まで  
永隆記の記帳は 6/27 まで  
6/27 まで  
6/27 まで

15 枚揚食の記帳は 6/27 まで  
6/27 まで

16 枚揚食の記帳は 6/27 まで  
6/27 まで

17 枚揚食の記帳は 6/27 まで  
6/27 まで

18 枚揚食の記帳は 6/27 まで  
6/27 まで

19 枚揚食の記帳は 6/27 まで  
6/27 まで

151





13  
平年之被産出の額を改定して  
流産、作成一冊

流産、南成(三冊二十五巻)

流産、世系、十三子の名を記し、  
一冊にして、  
了、経済調査の資料取の事

平年調査はついでに、  
一冊水産にまじり、  
努力す

ついでに、  
二、三、%は可能である

14  
村内調査はついでに、  
了、調査の精進が

調査、調査、調査、  
調査、調査、調査、  
了、調査、調査、  
了、調査、調査、

16  
調査、調査、調査、  
調査、調査、調査、  
了、調査、調査、

流産、流産から調査は調査の例

平年、調査、調査、  
了、調査、調査、

14  
調査、調査、調査、  
了、調査、調査、  
了、調査、調査、

1. 神宮の相は地元の諸君に依りて行し  
河川の方は地元の諸君に依りて行し  
からんて行し 村長が行つて行つて行つて

13. 中津藩を仰ぐ人の奉行の團長たる

信、之を全名を奉りてなく 藩長を奉りてなく  
永慶から食ひてはつけなすを奉りては  
名取之奉行に奉りて  
一奉行は三〇に一〇と奉りて食ひては  
丸井之奉行を奉りて食ひてはつけなす  
自然に格と奉り

議、十五番、之を先程御議に奉りては  
印の御議の奉行を奉りては  
暫く十名  
戸方

議、以て國内うち印に奉りては

13. 以て國内うち印の御議を奉りては  
議奉行の奉行を奉りては、國内  
中は議奉行に奉りては

議、二十二の御議を奉りては  
各同の御議を奉りては



# 会議録

期日 1959年12月12日 午前10時25分

場所 大直味村牧所会議室

付議事件 議案第22号

出席議員 1番 2番 3番 4番 5番 6番 7番 8番 9番(議長)

10番 11番 12番 13番 15番 16番

欠席議員 14番(届出)

発言者	発言の内容
議長	定足数に達していませんので開会致します。(午前10時25分)
	昨日に引続き22号議案を上程致します
	議案研究のためしばらく休けいします(10時27分)
議長	開会します。(11時25分) 22号議案の審議と致します
〃	16番議員退場(11時25分)
6番	この案件は前例の如いものがあるで、適用者の適正を期する ため再調査の必要を認め、当局の意見を聞きたい。
収入役	今度の免税措置は前例の如い台風災害によるもので、減免措置 は是非論じたい。高家屋の調査は取崩し者が当たった素人判断 によるものもあると思われ、再調査の必要はあると思う。
13	家屋の減免対象は50%を超える全壊家屋とすべし、50%以 下の住家に対しては減免する意志はないか
収入役	この問題は今後にも及ぶものがある、50%以上にしたい 老陰のため立退し住家に対しては減免の必要は認め、106戸の ほう大に較と程収まり他の都合で対応が、除外にしたい
12	老陰による立退在帯と同情状とすべし、あるもの減免率を7割に 適用させる意志はないか
収入役	去れぬ通り同情はしたいが、実際問題として難かしい
15	住家の被害状況について再調査する意志はないか
収入役	再調査を実施したい

16	減免額/対象と照して追加調査の結果増減があるかどうか の7以内で処理する意志か
収入増	追加調査を2基準通りとした
16	予算にかかわらず処理するとの意か
収入増	然り
5	合議 住居/2戸の中、4戸以上対象と照して追加調査/4戸は追加調査か
財政課長	扶即支帯毎の中課税帯毎が1/4戸以上追加調査
6	50% 対象の家は何戸あるか
収入増	調査方法が50%か、40%か何種と照して記録をつけている 確否は控えている
16	関連するもの調査を、特別交付税の増額見込みIFRによる 増額の見込みはありますか、右の見解を聞かされた
収入増	予算計上は内輸にしている
16	政府は特別交付税として5000万予算を計上するとして10月の新 聞は報じている、1号を要する内送と思いか如何
収入増	新聞報道があるから正確に把握して追加調査、何と云えれば
16	特別交付税の増額があるから減免対象の家数に控えている 意志はありますか
収入増	増額が普通予算の割にあれば善処している。
13	村民 村民税は国定税率の減免対象は只家屋の補償のみを対象 とするべきか
収入増	村民税の税率新法は1/4年分免除、家屋は漸見解の通りである。
課長	本会特向のありか
15	五千を過ぎるものについて助成を控えている
13	15年度までの助成の要否
課長	15年度までの助成は成立済みである、15年度までの助成の要 否の方は基準を設けて(合資基準)合資要件を設けてあり、 <del>その</del> <del>は</del> <del>り</del> <del>ま</del> <del>す</del> (扶即支帯の1/4戸以上を減免対象と見做す ことに同意) (扶即支帯の1/4戸以上を減免対象と見做す) 書面に明記されている(書記明記)

議程	休けいじま(午後2時12分)
s	周会じま(午後2時13分) 委員議長高橋の参りなき被高次場 の視察の必要と認め此の通り日程を地人及びま(何何何)
	<del>何</del> 記
	12月12日午後2時15分 倉巻根、大幕久 明13日午前9時05分 田原俊、洲名城、喜如嘉、大直味、和野路、上存、 <sup>(午後9時05分)</sup> 14日、15日 宮城、白根、大保、押川、用橋、屋古、垣屋、の順に以てし て如何にてす(異議ありと呼ぶ者あり)
得程	地異議、認めずおの左様に改じま 視察のなき休けいじま(午後2時17分)

15の(1) 倉名を尋ね

深谷 南側内倉に於て。(10.12.) 倉の形状を20. 23. 5

深谷 倉に於ては

1. 南側内倉の形状

1) 倉の形状を調査し、その形状を20. 23. 5の図に示す(深谷倉の形状を20. 23. 5の図に示す)

11月20日 深谷 倉

深谷 1) 倉の形状を調査し、その形状を20. 23. 5の図に示す。

1) 20日深谷倉の形状を調査し、その形状を20. 23. 5の図に示す。

調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

村名 1) 倉の形状を調査し、その形状を20. 23. 5の図に示す。

調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

15 深谷 倉の形状を調査し、その形状を20. 23. 5の図に示す。

調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

深谷 調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

村名 調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

15 深谷 倉の形状を調査し、その形状を20. 23. 5の図に示す。

調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

村名 調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

6. 調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

調査した結果を20. 23. 5の図に示す。

深谷 調査した結果を20. 23. 5の図に示す。







部. 14

定章等 言委 船位給 和. 14

158x10=79. 高委費 月給 計程 考 可 給 取

計. 0 等 ~~unit~~

運 輸 給 5 元. 功 費 自 給. x 5 x 請 於 月 給

夫 計 上. 運 輸 現 行 給 付 運 費 在 勤 事.

4 月 1609-1108 元

地 區 大 會 → 地 2 運 運 " 必 要 " 運 費 108 元 給 取

予 以 給 付 運 上 說 明 以 方 作 同 時 各 地 丁 吾 經 已 說 明

之 予 之 以 " 必 要 " 取 止 也. 島 掃 掃 給 金 必 須 給 取

の 旨. 村 自 國. 2 月 村 自 國 運 送 費 1908.

以 此 708 元 有 以 來. 2 月 自 國 運 送 費 必 須 給 取

若 未 必 須 給 付 給 取 也.

6 換 算 費 中 月 自 國 運 送 費 必 須 給 取

以 此 708 元 有 以 來 必 須 給 取 費

運 送 費 必 須 給 取. 2009 6 22 日 必 須 給 取

必 須 給 取 費. 人 自 國 運 送 費 必 須 給 取

必 須 給 取 費 6158. 2 / 同 時 必 須 給 取 費

21. 3 (108) 必 須 給 取 費 24 日 必 須 給 取

必 須 給 取 費 必 須 給 取 費. 9 日 必 須 給 取 費

10 358. (以 此 708 元 有 以 來 必 須 給 取 費)

2 月 必 須 給 取 費 必 須 給 取 費. 運 送

必 須 給 取 費 必 須 給 取 費

必 須 給 取 費 必 須 給 取 費

必 須 給 取 費

必 須 給 取 費 6108

必 須 給 取 費. (以 此 708 元 有 以 來)

必 須 給 取 費 091119

35624 + 3495 = 39119

72119  
26 3495

不  
中  
送  
明

1	1. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
2	2. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
3	3. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
4	4. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
5	5. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
6	6. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
7	7. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
8	8. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
9	9. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
10	10. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
11	11. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
12	12. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
13	13. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
14	14. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
15	15. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
16	16. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
17	17. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
18	18. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
19	19. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。
20	20. 1. 1. 研究の目的と意義を明らかにする。

	この調査が他のものと異なる。この見解は、むしろ、その
村名	1 堀内町と高尾町に於いては、 <sup>この</sup> 調査の結果、その調査に於いて、 <sup>調査中の</sup> 調査に
町名	1 2 町 (2. 46.)
	11 甘蔗の栽培に際しては、
町名	N. C. O. <sup>1910年</sup> 調査に於いては、
15	調査に際しては、 <del>この調査の結果、この調査の結果、</del>
	この調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
	この調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
町名	1 調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
町名	この調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
町名	<del>この調査の結果、この調査の結果、</del> (3. 28)
1	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
16	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
町名	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
町名	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
6	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
町名	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
2	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
町名	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、
12	調査の結果、この調査の結果、この調査の結果、



16月午答10時20分開始

問 16名を席間合じし。其の順序は2行片寄り

漢 949件。各々<sup>100</sup>種。其の順序は10時30分  
15時迄の間に<sup>100</sup>種。其の順序は10時30分  
漢 島に於ては<sup>100</sup>種。其の順序は10時30分  
漢 15. 豚胎と利用に

漢 豚胎と利用にのつゝ<sup>100</sup>種。其の順序は10時30分  
漢 2018年10月20日研究に

1. 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
種を研究し、豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

1. 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

15. 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

1. 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

16. 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
漢 豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

豚胎と利用の調査結果を報告し、その各  
豚胎と利用の調査結果を報告し、その各

水田等の場合は完全無償では無いが、補助金には不償還の補助金がある

1. 島根県では、補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
2. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

3. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
4. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

10. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
11. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

12. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
13. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

14. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
15. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

16. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
17. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

18. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
19. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

20. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
21. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

22. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
23. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

24. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
25. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

26. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
27. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

28. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
29. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

30. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
31. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金

32. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
33. 補助金・交付金・貸付金・保証金・保証金等の補助金  
(合計) 合計 2000万円 / 1000万円

海峽 適合した 50 227

即後 提出 海峽 中 訂正 した 知 あり する こと  
即 訂正 する こと

7 概 病 害 出 防 除 費 の 附 記 に 付 入 した  
者 4. 若 初 年 毎 年 度 上 / 100 / 100 と して 算 出 した こと  
別 記 通 算 上 他 4. 2 / 100 250 100 2. 2 4 と 思 っ  
た こと 一 併 入 した こと 可 可

11 概 9 月 1 日 災 害 対 策 費 金 額 2 億 7 千 万 円  
100 万 円 以 上 訂 正 した こと 周 知 報 告 した こと  
別 記 2 億 7 千 万 円 算 出 した こと

海 峽 合 計 7 億 千 万 円 訂 正 した こと  
海 峽 再 考 の 概 2 億 千 万 円 特 別 補 正 補 正  
の 通 算 額 1. 100 万 円 計 1. 100 万 円

3. 2 億 千 万 円 以 上 訂 正 した こと 概 算 2 億 千 万 円 以 上  
特 別 補 正 補 正 の 額 概 算 2 億 千 万 円 以 上

5. 3 億 千 万 円 以 上 訂 正 した こと 概 算  
特 別 補 正 補 正 の 額 概 算 2 億 千 万 円 以 上

15. 海 峽 概 算

6. 15.

海 峽 概 算 2. 30.

海 峽 2 億 千 万 円 以 上 訂 正 した こと

6. 海 峽 再 考 の 概 算 2 億 千 万 円 以 上 訂 正 した こと  
(海 峽 補 正)

15. 海 峽 再 考 の 概 算 2 億 千 万 円 以 上



11. ~~申請書~~申請書 別紙申請書1通。他立約等 委任此2  
時付比、公民館等公共建築物の運用等2-存書の  
整理に付す

12. 樹木伐倒業務のついでに  
林出

樹木 樹木26中、林木材の押取5中、伐取5中、55  
40中、採丸3。他に木片。各等、等々利用を要す

6. 地之測量と測量申請に付て、測量申請の  
様式は、各局の切取見解の趣、いかに、  
平場の場合、尺取は、各局に付、  
は、測量の切取、各局に付、  
測量の切取、各局に付、

測量 測量申請 2.50

14. 測量申請の切取、他立約等と付す、  
測量申請の切取、他立約等と付す、  
測量申請の切取、他立約等と付す、

5. 測量申請の切取、他立約等と付す

測量 測量申請の切取、他立約等と付す、  
測量申請の切取、他立約等と付す、

測量 測量申請の切取 (2.57)

16. 測量申請の切取、他立約等と付す、  
測量申請の切取、他立約等と付す、  
測量申請の切取、他立約等と付す、

18. 測量申請の切取、他立約等と付す

測量 測量申請の切取、他立約等と付す、  
測量申請の切取、他立約等と付す、  
測量申請の切取、他立約等と付す、

測量 測量申請の切取、他立約等と付す

このように、従来の研究事項の整理も、その中心にあるもの  
を、総合的に整理し、その関係も、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

12. 研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

16. 研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

研究の整理も、その中心にあるもの、整理し、(整理)

結合の仕方、書きの順序 (4. 40分)

結合の仕方、書きの順序、仍りの順序をいかに  
か。

1959.12.12. 午 10時25分 新聞

支那経済 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 10. 11. 12. 1.  
支那経済 14(原)

海峽 外に於ける22年以降の乗上程はじやす

22年以降の乗上程は南好洋の乗上程と同様に減少した。

11月30日 (10. 30. 分)

11月30日 (11. 25. 分) 22年以降の乗上程は既に述べた

16年以降 (11. 25. 分)

6 この報告は、南好洋の乗上程の減少が、南好洋の乗上程の減少と同様に減少したことを示している。南好洋の乗上程の減少は、南好洋の乗上程の減少と同様に減少したことを示している。

支那の乗上程は南好洋の乗上程と同様に減少した。

外報) 支那の乗上程は南好洋の乗上程と同様に減少した。南好洋の乗上程の減少は、南好洋の乗上程の減少と同様に減少したことを示している。

11 この報告は、南好洋の乗上程の減少が、南好洋の乗上程の減少と同様に減少したことを示している。南好洋の乗上程の減少は、南好洋の乗上程の減少と同様に減少したことを示している。

9. 1959年支那の乗上程は南好洋の乗上程と同様に減少した。南好洋の乗上程の減少は、南好洋の乗上程の減少と同様に減少したことを示している。

12. 南好洋の乗上程は南好洋の乗上程と同様に減少した。南好洋の乗上程の減少は、南好洋の乗上程の減少と同様に減少したことを示している。

外. 南好洋の乗上程は南好洋の乗上程と同様に減少した。南好洋の乗上程の減少は、南好洋の乗上程の減少と同様に減少したことを示している。

12 5%を減らすは、南好洋の乗上程の減少と同様に減少したことを示している。南好洋の乗上程の減少は、南好洋の乗上程の減少と同様に減少したことを示している。

かあるのと、1/2 - 1/3 を併せて計算するところを注意

2x101

11. 12 各課金のうちの、通う関係で増えるかあるか、その  
103と、増えるのか、減るのか、その関係で、増えるか、減るか

12. 増えるか、減るかを調べる

14. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか  
増えるか、減るかを調べる

15. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか  
増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

17. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか  
増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

18. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか  
増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

19. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

18. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

19. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

5. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか  
増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

(14/6)

41. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

6. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか  
増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

41. 50%という、関係は

16. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか  
増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

41. 増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

増えるか、減るかを調べる、その関係で、増えるか、減るか

